

The Second Environmental Basic Plan of ISE City

第2期 伊勢市環境基本計画

環境文化の生きるまち 伊勢

伊勢市

平成27年3月

第2期伊勢市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1-1. 「伊勢」と環境のかかわり	2
1-2. 計画の位置づけ	3
1-3. 計画の期間.....	4
第2章 伊勢市のめざす環境	5
2-1. 伊勢市の環境のめざす姿.....	6
2-2. めざす姿の実現のための基本方針.....	7
2-3. 各主体の役割.....	8
第3章 環境施策の目標	9
3-1. 基本目標.....	10
3-2. 各基本目標の考え方.....	11
第4章 施策の展開	15
4-1. 地球環境に配慮し、資源やエネルギーを大切にす、循環型社会のまち.....	19
4-2. 豊かな自然を守り、水と緑と人が共生する魅力あるまち	21
4-3. 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまち.....	23
4-4. 協働でつくる、人と環境にやさしいまち	25
第5章 計画期間内の重点事業	27
第6章 地域区分・軸別の環境取組指針、環境取組重点地区	37
6-1. 地域区分・軸別環境取組指針の考え方	38
6-2. 環境取組重点地区の考え方	39
6-3. 地域区分・軸別環境取組指針、環境取組重点地区	40
第7章 計画の実現に向けたしくみ	49
7-1. 計画推進のしくみ	50
7-2. 進行管理体制	51
資料編	53
伊勢市環境基本条例.....	54
策定経緯.....	58
伊勢市環境審議会員.....	59
「第2期伊勢市環境基本計画」策定のための市民アンケート.....	60
「第2期伊勢市環境基本計画」策定のための事業所アンケート.....	66
「第2期伊勢市環境基本計画」策定のための大学生アンケート.....	72
パブリック・コメント結果.....	77
用語解説.....	78

第1章

計画の基本的な考え方

1-1. 「伊勢」と環境のかかわり

1-2. 計画の位置づけ

1-3. 計画の期間

第1章 計画の基本的な考え方

1-1. 「伊勢」と環境のかかわり

「伊勢」は古来より「美し国」と呼ばれ、豊かな自然環境からもたらされる恵みを楽しみ、かつ伊勢神宮とともに悠久の歴史を育んできました。

伊勢神宮は 1,300 年以上にもわたり 20 年に一度建物をそのままの形で新造し、さらに御装束や神宝もすべて新調する「式年遷宮」を行ってきました。遷宮は、神道の精神として常に新たに清浄である「常若」を体現していますが、すべての古いものを廃する“新しさ”ではなく、遷宮を行うことにより出される内宮・外宮の古殿の棟持柱を内宮宇治橋の鳥居に再利用し、さらに次の遷宮の際には桑名の七里の渡しの鳥居および関の東の追分の鳥居に再利用するなど、自然の恵みを最大限に生かして“新しさ”を守り続けています。

また、御用材の供給は「御杣山」から行われますが、式年遷宮の始まった頃は神宮林が御杣山だったものの、神宮林での材の窮乏から次第に近隣の山へと移り、江戸中期以降は木曾山（長野・岐阜県）が御杣山となってきました。しかし、神宮林において木を育て御用材を供給するという、森と御用材の関係性の復活をめざし、大正 12 年から神宮林内での御杣山づくりが「神宮森林経営計画」として取組まれています。

このような伊勢神宮の取組は、21 世紀の社会がめざすべき“持続可能な発展”を千年以上も昔から先んじて実践してきた取組であり、これらの取組をはじめ「伊勢」で培われてきた歴史や文化は、「伊勢」の人々の活動と地域環境が共生する思想として、長い時の流れの中で、すべての市民の心の中に根付き、受け継がれてきています。そして、そこからくる意識や心が、これまでの本市の美しい環境を形づくってきました。

今後も、「伊勢」の先人たちが築き残してきた地域環境や培われてきた歴史・文化、環境と共生する意識・心を大切に、守り生かしていくとともに、次代の「伊勢」の人々に引き継いでいくことが、現代に生きる「伊勢」の人々の使命なのです。



1-2. 計画の位置づけ

「第2期伊勢市環境基本計画」（以下、「本計画」という）は、平成22年3月に策定された前計画の理念を引き継ぎ、「伊勢」と環境の関わりを今後も守り生かし、次代の「伊勢」の人々に引き継いでいくための伊勢市における環境まちづくりの指針を示すとともに、市民、事業者、市および来訪者が一体となって環境保全・創造へ取り組む内容を提示するため策定するものです。

■「第2次伊勢市総合計画」における環境分野の目標とする姿の実現

伊勢市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第2次伊勢市総合計画」（平成26年10月）で掲げた目標の実現に向け、環境分野における施策および事業の推進指針を示すものです。

■環境基本条例に基づく環境施策の総合的推進

本計画は、「伊勢市環境基本条例」（平成17年条例第134号）第8条に基づき、条例に掲げた基本理念および基本方針を共通した目標とし、「環境の保全に関する目標、基本的方向および配慮の指針」および「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものです。

■各主体の共通目標

現代社会では、各主体におけるあらゆる活動において環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりに向けた取組が必要です。そのため、市が行う施策・事業だけでなく、市民、事業者、市および来訪者の取組むべき行動を示すことで、各主体の共通した目標とするものです。

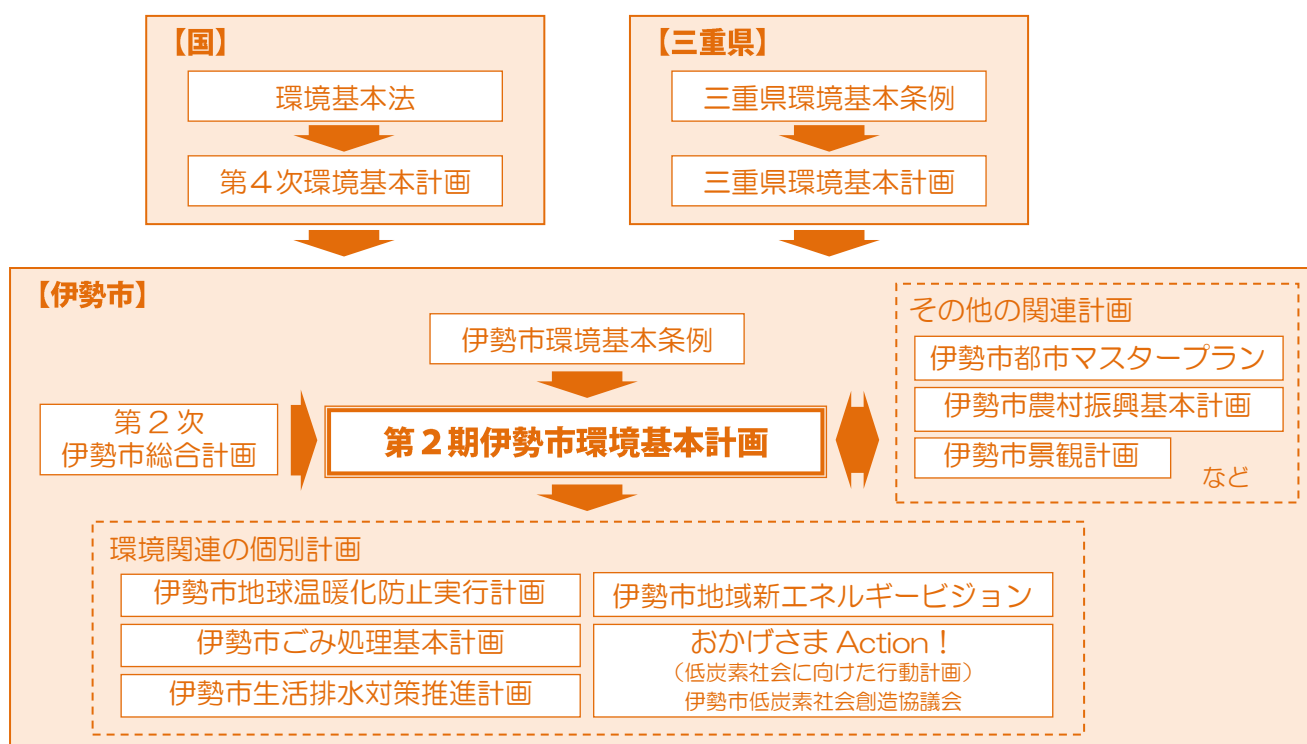


図 第2期伊勢市環境基本計画と上位・関連計画との関係

1-3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から、平成 31 年度を目標年次とする 5 か年の計画とします。

平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする前計画で定めた「伊勢市の環境のめざす姿」および「基本方針」、「基本目標」については、長期的な視点からみた理念であり、原則、本計画においても引き継いでいくこととします。

第2章

伊勢市のめざす環境

- 2-1. 伊勢市の環境のめざす姿
- 2-2. めざす姿の実現のための基本方針
- 2-3. 各主体の役割

第2章 伊勢市のめざす環境

2-1. 伊勢市の環境のめざす姿

本市は、これまでもまちづくりにあたっての視点の一つとして「環境」を掲げてきました。

伊勢市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第2次伊勢市総合計画」では、基本計画を形づくる8つの柱立ての一つとして「環境」を位置づけています。

また、本市における環境保全についての基本理念および施策の基本となる事項について「伊勢市環境基本条例」を制定しており、同条例第3条では、本市の環境の保全、回復および創出について、次頁のような基本理念を掲げています。

市民一人ひとりの生活や、それぞれの地域での市民活動のしくみの中に、その地域の「環境」への配慮が浸透し、時間を経て地域が共有する「文化」にまで錬成されたとき、これを「環境文化」と呼ぶことができます。

本計画では、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいくため、「第2次伊勢市総合計画」の趣旨および「伊勢市環境基本条例」の理念に沿って、「環境文化」の考え方を基本にして、伊勢市の環境のめざす姿を、

“環境文化の生きるまち 伊勢”

とします。



伊勢市環境基本条例 第3条 基本理念

- ①環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行います。
- ②環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行います。
- ③環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行います。
- ④環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進します。

2-2. めざす姿の実現のための基本方針

前項で掲げた「伊勢市の環境のめざす姿」を実現していくためには、以下の3つの視点が重要であり、それら3つを「基本方針」として、本市で行う環境施策のすべてに共通する考え方とします。

■伊勢らしさを子孫に残す

「伊勢」がこれまで育んできた歴史・文化や自然環境はもとより、「伊勢」と環境とのかかわりや、「伊勢」の市民の心に根付く環境への想いを、現代に生きる我々も、改めて再認識するとともに、次の世代に引き継いでいけるよう、「伊勢」におけるあらゆる取組において、「伊勢らしさを子孫に残す」ことを意識していきます。

■一人ひとりが地球とのつながりを真剣に考えて行動する

私たち一人ひとりの身近な環境への取組の積み重ねが地球全体の環境の維持・改善へとつながっていきます。日々の市民生活を送る中で、「一人ひとりが地球とのつながりを真剣に考えて行動する」ことを常に意識していきます。

■「伊勢に おいがないな」と誇れるまちをつくる

「伊勢」は、古くから“お伊勢さん”として親しまれている日本人の心のふるさとです。その「伊勢」を訪れる人々が「さすが伊勢は違う」と思うような「伊勢」をつくっていけるよう、「『伊勢に おいがないな』と誇れるまちをつくる」ことを意識していきます。

2-3. 各主体の役割

「めざす姿」を実現するためには、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、本市を訪れる来訪者の協力のもと、それらが一体となり連携を図りながら取り組んでいくことが重要となります。

■市民の役割

平成19年より始まった「レジ袋大幅削減のためのマイバッグ持参運動」において、他の地域と比べて、「伊勢」の市民の高い参加・協力意識がみられています。この状況は、「伊勢」の市民の中に根付いてきた環境文化が体现されたものとも考えられます。

これからの「伊勢」の市民は、先人が築き守ってきた「伊勢」の環境文化とそこから生まれる環境への意識を引き継ぎ、そして受け渡していく役割を担っていかなければなりません。

市民の一人ひとりが「伊勢」の環境文化への理解を深めるとともに、市民が主体となった行動に取り組んでいきます。

■事業者の役割

「日本人の心のふるさと」とも言われる伊勢の地で事業活動を行う者の役割として、「伊勢」の環境文化とそこから生まれる環境への意識を事業活動へ取り入れるとともに、「さすが伊勢の事業者は環境への心配りが行き届いている」と言われるような事業活動に心がけていきます。

■市の役割

「伊勢」の市民、事業者を代表する立場として、さまざまな取組を行うにあたって、「伊勢」の環境文化とそこから生まれる環境への意識を常に念頭に置いていきます。

また、市民や事業者が環境に関し取組むべき道を指し示す役割を果たすとともに、市民や事業者の活動や意識づくりを後押しするための支援を行っていきます。

■来訪者の協力

本市を観光等で訪れる来訪者に対し、「伊勢」の環境保全および景観保全に向け、「伊勢」の自然環境や歴史的資産に対する理解を深め、本市で取組むレジ袋有料化や電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりなどの市域で実施する取組への協力を求めています。

環境施策の目標

3-1. 基本目標

3-2. 各基本目標の考え方

第3章 環境施策の目標

3-1. 基本目標

「めざす姿」を実現していくため、「2-2. めざす姿の実現のための基本方針」において示した環境施策のすべてに共通する基本方針のもと、環境に関する大きな視点ごとに以下の4つの「基本目標」を位置づけます。

1. 地球環境に配慮し、資源やエネルギーを大切にする、循環型社会のまち
2. 豊かな自然を守り、水と緑と人が共生する魅力あるまち
3. 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまち
4. 協働でつくる、人と環境に優しいまち



3-2. 各基本目標の考え方

1. 地球環境に配慮し、資源やエネルギーを大切にす、循環型社会のまち

【概 況】

私たちの暮らしは、多くの資源やエネルギーの消費によって支えられ、それによって豊かで便利な生活が実現されてきました。しかし、その代償として、地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、また、廃棄物の排出量増加や処理費用の増大といった課題を抱えています。

地球温暖化問題は全世界共通の問題であり、異常気象や生態系の破壊などを引き起こし、人類の持続的な発展に対し、大きな脅威となることが懸念されています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により、全国的な夏季の電力供給不足が発生するなど、環境負荷の少ない社会構造や生活スタイルへの転換が求められています。

市では、平成 24 年 12 月に「伊勢市地球温暖化防止実行計画」を策定し、エネルギー消費の見直しや太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入などによるエネルギー地産地消のまち、エコドライブの実施や電気自動車（EV）等を活用した低炭素社会事業の実施などによる歩くまち・クリーン自動車のまち、廃棄物が発生しない生活・事業活動への転換などによるごみゼロのまち、緑のカーテン等緑化活動の実施などによるみどりのまち、環境情報の整備や環境教育・学習の充実などによる環境意識の高いまちの実現を目指しています。

また、平成 19 年度より実施している「マイバッグ持参運動およびレジ袋有料化事業」の取組は、現在もレジ袋の辞退率が 90%を超える高水準を維持するなど、地球温暖化防止やごみ減量への意識や行動が広く市民に浸透し、ライフスタイルの一部となっています。



【施策の考え方】

市民、事業者、市の各主体の参加と連携のもと、一体となった地球温暖化防止対策の取組方針を定めた「伊勢市地球温暖化防止実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、環境負荷が少なくエネルギー消費を抑えた生活スタイル・事業活動への転換を図ります。

また、「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」が策定した「おかげさま Action!」に基づき、電気自動車等の次世代自動車の普及、利用促進を図ります。

その他、最適生産、適正消費、最少廃棄を実行していくため、リサイクル技術や市場の体制などを把握し、分別品目の調整などを行いながら、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用等、有効かつ適正な処理の徹底を図ります。

2. 豊かな自然を守り、水と緑と人が共生する魅力あるまち

【概 況】

本市の自然環境は、神宮林をはじめとした美しい森林や、清流「宮川」など、他地域にも類をみないほどの優れた環境にあり、市民の評価も高くなっています。

しかし、大気汚染をはじめとした公害問題はあまり発生していませんが、光化学オキシダントが環境基準を上回っている等の課題もあります。

また、三重県が実施・公表している「公共用水域及び地下水の水質測定結果」によると、BOD 値による河川の汚れが目立つ水域ワースト5に本市を流れる勢田川が毎年ランクインしており、公共下水道や合併処理浄化槽の普及、市民団体による水質浄化の取組等が行われているものの、生活排水の適正な処理対策は本市の環境問題の最も大きなものの一つとなっています。

市域の北部から西部を中心に農地が広がっており、水稻のほか、ねぎ、いちご、バラなどのさまざまな農産物が生産されています。しかし、近年では農業就業者の高齢化や後継者不足などから、遊休農地の面積は拡大の一途をたどっており、農地の持つ公益的機能の保全の観点からも、その利活用が求められています。

また、森林についても、間伐などの適正な維持管理が行われていないものもあり、自然災害の危険があります。



【施策の考え方】

生活排水等による河川の水質汚濁については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進により、良好な水環境の保全に努めていきます。

また、市民・市民団体の協力のもと、市域の動植物の生息・生育状況を把握し、生物多様性の保全に努めるとともに、自然を満喫し、自然環境保全の意識を醸成するため、自然生態系に配慮した河川整備等の推進や、野外環境学習の実施などの自然とのふれあいを増進します。

さらに、自然環境を構成する森林や農地、河川、海域が有する水資源のかん養、災害の防止、多様な生物の生息地、良好な景観の形成等の公益的機能を持続的に発揮していくための環境づくりを推進するなど、都市の発展との調和を図りながら、水と緑と人が共生する魅力あるまちの実現をめざします。

3. 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまち

【概 況】

伊勢は神宮の鎮座するまちであり、多くの観光客を迎え入れるまちです。

「第2期伊勢市環境基本計画」策定のためのアンケート調査の結果から、伊勢市が今後重点的に取り組んでいくべき分野として、環境文化を活かしたまちづくり等の都市・快適環境分野が挙げられています。伊勢の環境文化は神宮の中にあるだけでなく、伊勢のまちなかで感じられることが大切であり、また、環境の世紀といわれる時代において、伊勢の優れた環境文化は他の地域の参考になるものでもあり、おおいに発信していく必要があります。

一方で、現状のまちなみの美しさやゆとり、清潔さに対する満足度は高くなく、大気汚染対策や生活排水対策に対する要望も高くなっています。また、悪臭やペットの糞の処理、空き家の倒壊など、生活・衛生環境についての苦情が多数寄せられています。

他方、本市は平成20年3月から景観法に基づく景観行政団体になっており、良好な景観形成を推進しています。

伊勢市都市マスタープラン全体構想や伊勢市景観計画では、本市における土地利用を「自然環境ゾーン」「集落・農地ゾーン」「市街地ゾーン」「中心商業業務ゾーン」の4つのゾーンに分類し、ゾーン別の土地利用方針や景観形成方針を定めるなど、良好な環境の保全と活用を基調としたコンパクトな都市づくりを進めています。



【施策の考え方】

神宮の鎮座するまちとして、伊勢の環境文化が感じられるよう伊勢に住む人々が伊勢の環境文化を体現し、「住んでよし、訪れてよし」のまちをめざします。

市民生活と密接に関わる騒音、振動、悪臭などについて、関係法令に基づく規制や指導の強化、事業者の自主的な取組等により、生活環境の維持・向上に努めていきます。また、全国的に社会問題化している空き家についても、対策を推進します。

市街地における公園緑地の適切な維持管理や、まちなかでの緑化、花のあるまちづくりを推進することで、本市を訪れた人が伊勢の環境に配慮したライフスタイルを体感し、地元を持ち帰って実践してもらえるようなおもてなしを推進します。

さらに、先人から受け継いだ環境文化の適切な保全と発展および発信に努めます。

4. 協働でつくる、人と環境に優しいまち

【概 況】

今日の環境問題を解決し、持続可能な社会を形成していくためには、市民、事業者、市のそれぞれの主体的な行動と連携が必要不可欠です。

本市では、自然環境や生活環境等の保全・向上の取組を行う「伊勢市環境会議」や、現在では市民のライフスタイルとして定着しているマイバッグ持参運動をスタートさせた「ええやんか！マイバッグ（レジ袋有料化）検討会」、電気自動車等を活用した移動手段の新たな使い方を検討する「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」など、市民、事業者、市が連携した取組が活発に行われており、市民や事業者が環境に対して高い意識・関心を持っていることが分かります。

「第2期伊勢市環境基本計画」策定のためのアンケート調査の結果からも、太陽光発電等の新エネルギーの導入や電気自動車等のエコカーの選択といった取組への実施意向、環境保全に取り組む市民活動への参加意向が高く、市民、事業者の主体的な行動と連携に対する高い意欲が窺えます。一方で、市民活動への参加にあたり、活動に関する情報が得られない、参加する手順が分からないといった課題が挙げられます。



【施策の考え方】

一人ひとりの環境に対する関心や理解を深め、環境を大切にする行動が取れる人を育てるため、あらゆる機会や場面を捉えた環境教育・環境学習を推進していきます。これまでに、事業者や大学等と連携した環境教育・環境学習に取り組んでおり、こうした取組を推進していきます。

さらに、市民、事業者、環境活動団体等が行う具体的な環境保全活動の促進を図り、積極的な支援を行うとともに、各主体のパートナーシップを形成し、環境づくりの環を市域全体に広げていきます。

また、本市で実施する取組に対する来訪者の理解と協力を求めるとともに、来訪者への伊勢市の環境に関する情報の発信・提供を積極的に進めます。

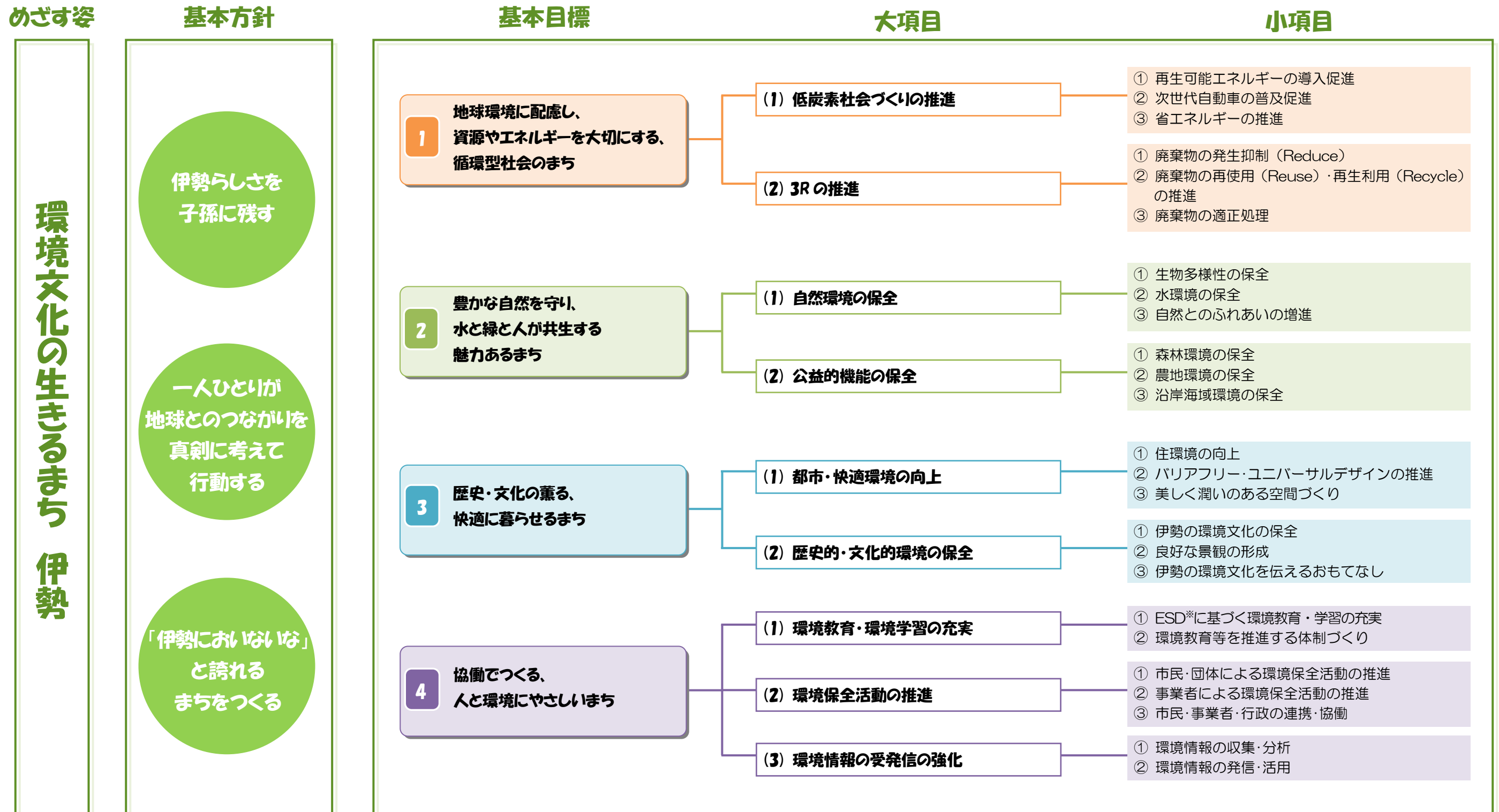
このように、市民、事業者、市および来訪者の各主体の協働による人と環境にやさしいまちの実現をめざします。

施策の展開

- 4-1. 地球環境に配慮し、資源やエネルギーを大切に
大切にする、循環型社会のまち
- 4-2. 豊かな自然を守り、
水と緑と人が共生する魅力あるまち
- 4-3. 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまち
- 4-4. 協働でつくる、人と環境にやさしいまち

第4章 施策の展開

「伊勢市の環境のめざす姿」を実現するための3つの「基本方針」のもと、4つの基本目標の実現に向け、下記のとおり施策の展開を図ります。



※ESD (Education-for-Sustainable-Development) とは、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

4-1. 地球環境に配慮し、資源やエネルギーを大切にす、循環型社会のまち

大項目	小項目	施策内容	事業例
低炭素社会づくりの推進	再生可能エネルギーの導入促進	太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、ごみ処理等のエネルギーの有効利用を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の積極導入 ・ 家庭用太陽光発電設備の導入支援 ・ 使用済みてんぷら油の有効利用の推進
	次世代自動車の普及促進	電気自動車等の次世代自動車の普及を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ おかげさま Action! に基づく、次世代自動車の利用促進
	省エネルギーの推進	省エネルギーな生活・事業活動への転換を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ家電の導入 ・ 省エネ設備の導入 ・ 自転車の利用機会の拡大 ・ エコドライブの実践 ・ 省エネに関する講習会等の開催 ・ 公共施設における電気、燃料、用紙等の使用量抑制

各主体に望まれる役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入 ・ 電気自動車等次世代自動車の選択購入 ・ 電気バス、ハイブリッドバスなどの利用 ・ 省エネ家電の選択購入 ・ 自転車や公共交通機関の利用 ・ エコドライブの実践 ・ 省エネに関する講習会等への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境に配慮した事業活動の実践 ・ エコマーク製品などの環境に配慮した技術・製品の開発 ・ 電気自動車等の次世代自動車を利用した事業活動の展開 ・ 社用車への電気自動車等次世代自動車の導入
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の積極導入 ・ 電気自動車等次世代自動車を活用した観光プランの作成及び実施 ・ 公用車への電気自動車等次世代自動車の導入 ・ 市民・事業者への啓発や支援 ・ 国・県への働きかけ

3Rの推進	廃棄物の発生抑制 (Reduce)	廃棄物が発生しない生活・事業活動への転換を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰な買い物をしないなど、ごみのでない暮らしの実践 ・ 地域、学校等でのごみに関する講座の開催 ・ マイバック持参運動の促進 ・ 生ごみの減量
	廃棄物の再利用 (Reuse)・再生利用 (Recycle)の推進	再利用・再生利用のしくみづくりを行い、焼却・埋立ごみの減量を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル製品の購入・使用 ・ リサイクル技術・製品の開発 ・ 資源回収による再利用・再生利用
	廃棄物の適正処理	自然環境・生活環境に影響がかからないような適正な処理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に応じた適正な処理 ・ 不法投棄の監視 ・ 廃棄物の適正処理に関する指導

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ排出が少なくなる暮らしの実践 ・ マイ箸の使用 ・ マイバックの持参 ・ フリーマーケット、リサイクルショップの利用やリサイクル製品の使用など、再使用・再生利用への協力 ・ 分別などの徹底 ・ 生ごみ処理機等の使用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ排出が少ない事業活動の実践 ・ 割り箸の使用抑制 ・ リサイクル技術・製品の開発
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・事業者への啓発や支援 ・ ごみ減量化容器設置の推進 ・ 資源分別回収の推進 ・ リユース (フリーマーケット・家具リサイクル等)の推進

4-2. 豊かな自然を守り、水と緑と人が共生する魅力あるまち

大項目	小項目	施策内容	事業例
自然環境の保全	生物多様性の保全	動植物の生息・生育環境を保全し、生物多様性の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系に配慮した河川等の整備 干潟の耕うん等による機能回復 外来生物による被害予防に関する情報提供や啓発 動植物の生息・生育状況に関する現況把握 生物多様性保全につながる取組みの啓発
	水環境の保全	水質汚濁の防止・改善、および良好な生活環境の確保のため、生活排水対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 主要河川の水質調査の実施 水質の汚染源の分析 河川等の清掃活動の実施 公共下水道の整備 合併処理浄化槽の普及促進 生活排水対策に関する講習会等の開催
	自然とのふれあいの増進	自然を満喫し、また、自然環境保全の意識を醸成するため、自然とふれあう機会や環境の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 野外環境学習の実施 自然とふれあえる護岸・親水公園・里山等の整備・充実 清掃・美化活動の実施 生物多様性に配慮した緑化活動

各主体に望まれる役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性に関する正しい理解 動植物の生息・生育状況に関する情報の提供 生活排水の適正な排出など、自然に配慮した暮らしの実践 ごみのポイ捨てをしないなど、自然を守るためのマナーの徹底 清掃活動などの自然環境保全活動への参加協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 生態系や自然環境に配慮した事業活動の展開 清掃活動などの自然環境保全活動への参加協力
市	<ul style="list-style-type: none"> 動植物の生息・生育状況、環境基準適合状況などの調査 公共下水道の整備などのハード整備の推進 野外環境学習機会の提供などによる啓発 多自然型護岸・親水公園等の整備 清掃活動などの自然環境保全活動に関する情報発信 共同汚水処理施設修繕の支援 生活排水対策推進計画の見直しの実施 宮川流域連携への支援

公益的機能の保全	森林環境の保全	森林の有する公益的機能（水源のかん養、自然災害の防止等）を発揮できるよう、適切な森林管理を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 間伐などの森林の適正管理
	農地環境の保全	農地の有する公益的機能（自然災害の防止、景観形成等）を発揮できるよう、農地の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手農家への農地集積、特定法人への貸付などによる遊休農地の解消 景観植物の植栽、市民農園など、遊休農地の活用 地産地消の推進 生産性の高い農業経営の確立 安定水源の確保
	沿岸海域環境の保全	沿岸海域の有する公益的機能（水循環、沿岸景観形成、海洋文化醸成）を発揮できるよう、沿岸海域環境の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 干潟の保全 清掃活動の実施 水産資源の乱獲防止に関する啓発

市民	<ul style="list-style-type: none"> 植樹活動への参加協力 森林ボランティア活動への参加 地元の農林水産物の消費 景観植物の植栽や市民農園の利用 清掃活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料の節減等の環境保全型農業の推進 森林の適正管理 良質で安全な農林水産物の生産と商品化 農地の適正管理 海底耕うん等による漁場の適正管理 海底生物等の調査 清掃活動の実施
市	<ul style="list-style-type: none"> 森林の公益的機能等についての啓発 公共施設への木材利用の推進 みえ森と緑の県民税を活用した取組の推進 生産体制強化のための支援 農業水利施設の整備・改修 干潟保全活動への支援

4-3. 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまち

大項目	小項目	施策内容	事業例
都市・快適環境の向上	住環境の向上	騒音・振動、悪臭等の公害や、近年増加している空き家などが適正に管理され、安心安全で快適な住環境の実現を目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う騒音等の適正管理 ・騒音等に関する環境基準に基づく指導・啓発 ・騒音・振動、悪臭等の環境測定 ・空き家等対策計画の策定
	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが快適に生活できるまちの実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間・公共施設のバリアフリー化の実施 ・公共施設におけるユニバーサルデザインに配慮した設計の実施 ・介助の実施等のソフト事業の実施
	美しく潤いのある空間づくり	生活者も来訪者も快適に過ごせる地域の環境美化、衛生環境の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊勢市を美しくする条例」に基づく、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て防止対策の実施 ・除草やごみ拾い等の環境美化活動の推進 ・ペットの糞の適切な処理 ・市街地における公園緑地の適切な維持管理
歴史的・文化的環境の保全	伊勢の環境文化の保全	伊勢のまちで醸成された環境文化を保全・発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市の歴史的・文化的資源の保全 ・伊勢の環境と暮らしについての学習機会の提供
	良好な景観の形成	伊勢の歴史や文化を感じることができる景観の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の景観保全の実施 ・「伊勢市景観計画」に定める景観形成基準に基づく指導
	伊勢の環境文化を伝えるおもてなし	伊勢市を訪れた人が、伊勢市の環境に配慮したライフスタイルを地元を持ち帰り、実践してもらえるようなおもてなしを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・花のあるまちづくりの推進 ・まちなかにおける緑化の推進 ・EV等を活用した市内観光の推進 ・伊勢の環境文化の对外発信

各主体に望まれる役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動などの環境美化活動への参加 ・地域の美化や周辺住民に配慮した暮らしの実践 ・ペットの適切な飼育 ・花壇づくりや花壇の維持管理活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における騒音等の防止の徹底 ・地域における環境美化活動への参加協力
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動等の支援 ・環境基準等に基づく指導・啓発 ・空き家対策の推進 ・犬猫不妊手術費等の支援 ・共同墓地の整備促進 ・落書き対策の支援 ・PM2.5等環境情報の発信 ・公共空間・公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然や景観に配慮した住宅等の整備 ・駅前やまちなかでの花壇管理への協力 ・自宅の庭や生け垣の緑化 ・景観形成基準の遵守
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基準の遵守 ・駅前やまちなかでの花壇管理への協力 ・事業所及び周辺の緑化
市	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基準に基づく啓発・指導 ・伊勢の環境に関する取組等の情報発信 ・駅前やまちなかでの花壇づくりの活動支援 ・まちなかの緑化推進

4-4. 協働でつくる、人と環境にやさしいまち

大項目	小項目	施策内容	事業例
環境教育・環境学習の充実	ESD に基づく環境教育・学習の充実	ESD の視点に基づき、学校や地域・社会での環境教育・環境学習の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題やその対策について考える機会の充実 自然観察等の体験学習の機会の充実 学校における環境教育の充実
	環境教育等を推進する体制づくり	地域や学校、職場等で環境教育・環境学習を総合・体系的に推進する体制づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者との連携による環境教育・環境学習の推進 環境教育・環境学習の機会に対する講師や施設の紹介
環境保全活動の推進	市民・団体による環境保全活動の推進	市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを実践し、また、地域やグループにより環境活動の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した生活スタイルの実践 地域による環境保全活動の取組
	事業者による環境保全活動の推進	事業活動における環境負荷の低減や、地域活動等への協力を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動への参加・協力 環境マネジメントシステム取得の支援 環境にやさしい暮らしの実現支援
	市民・事業者・行政の連携・協働	市民、事業者、市が情報共有し、意思疎通を図り、相互理解のもと協働で活動展開できるようネットワークの形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢市環境会議の開催 共同研究会の開催 連携事業の実践
環境情報の受発信の強化	環境情報の収集・分析	伊勢市の環境に関する情報やデータを収集・把握するとともに、現況や今後の展望についての分析を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市の有する環境情報の体系的な整理 市民、事業者、市、その他関係機関等の環境情報の共有 動植物の生息・生育状況等の環境調査の実施 環境報告書の作成
	環境情報の発信・活用	市民や事業者が理解、利用しやすいよう、環境情報を発信するとともに、活用方法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 市HPや広報伊勢を活用した情報発信の強化 イベント等での情報発信

各主体に望まれる役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察等の体験学習への参加 家庭における環境について話し合う機会の充実 環境学習講座等への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 職場での社員への環境教育の実施 職場での環境教育を推進する人材・組織の設置
市	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察等の体験学習機会の提供 学校における環境教育の推進支援 環境学習養成講座に関する情報提供 家庭、地域での環境学習を支える情報提供
市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常的にできる環境保全活動の実践 地域等で行う環境保全活動への参加・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所としての環境保全活動の実践 地域等で行う環境保全活動への参加・協力 環境にやさしい技術・製品開発
市	<ul style="list-style-type: none"> 関係者のコーディネート 活動モデルの情報提供 情報発信の支援 財政的支援
市民	<ul style="list-style-type: none"> 身近な環境に関する情報の提供 身近な環境でみられる動植物の情報の提供
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境技術等の情報提供・発信
市	<ul style="list-style-type: none"> 環境報告書の作成 市HPや広報伊勢を活用した情報発信の強化 環境フェア等の開催

計画期間内の重点事業

第5章 計画期間内の重点事業

本計画期間である平成31年度までの5年間において、重点事業を設定します。

重点事業は、「めざす姿」の達成のため計画全体を牽引する取組として位置づけ、計画全体の効果的な推進を図るため、特に積極的に推進するものとします。

【再生可能エネルギーの導入促進】

重点事業1 太陽光発電設備設置の推進

本市では、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」を平成24年12月に策定し、地球温暖化防止の推進におけるめざす将来像の一つとして「エネルギー地産地消のまち」を定めており、新エネルギーの賦存量・期待可採量の推計結果から太陽エネルギーに比較的大きなポテンシャルがあることが分かっています。現在、本市に設置されている太陽光発電設備の設備容量の合計は27,406.5kW（平成26年9月時点）※1であり、約4,850世帯の年間電力を発電している計算※2になります。公共施設への設置については、市内小中学校や図書館、コミュニティセンター等に約380kWの太陽光発電設備を設置しており、また、公園の照明等への導入も行っています。

再生可能エネルギーの導入促進として、引き続き、太陽光発電設備設置の推進を図ります。

※1：経済産業省の公表データによる

※2：1kWあたりの年間発電量を1,000kWh、1世帯あたりの年間消費電力量を5,650kWhとして推計

【目標値】

目標指標	平成25年度（現状値）	平成31年度目標
太陽光発電設置件数 （中部電力（株）との 太陽光発電の受給契約件数）	2,663件	6,500件



【次世代自動車の普及促進】

重点事業2 「おかげさま Action!」に基づく、次世代自動車の利用促進

都道府県別エネルギー消費統計を基に推計を行った本市の部門別エネルギー消費量の推移をみると、2011年の運輸部門のエネルギー消費量は、2007年比で5.3%減(1990年比では45.7%増)となっており、地球温暖化防止においても自動車の使用に伴う二酸化炭素排出量のさらなる削減が求められています。

本市では、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」の中で定めている「歩くまち・クリーン自動車のまち」の取組の一つとして、「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」を立ち上げ、電気自動車等を活用した移動手段の新たな使い方を検討しています。また、平成25年3月には、低炭素社会に向けた行動計画として「おかげさま Action!」を策定し、公共交通機関やEV等の利用により、安心して快適な暮らしを実現するとともに、歴史・文化、自然風土を守り伝えることで、本市を訪れる人には伊勢のライフスタイルを地元を持ち帰ってもらおうと取り組んでいます。

これらを踏まえ、「おかげさま Action!」に基づく電気自動車等の次世代自動車の利用促進を図ります。



【省エネルギーの推進】

重点事業3 エコドライブの推進

本市の平成 24 年度の自動車保有台数は 76,485 台であり、近年では大きな増減はみられないものの、小型乗用車数は減少し、普通乗用車数は増加する傾向にあります。

自動車の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する方策として、発進するときには穏やかにアクセルを踏んで発進したり、無駄なアイドリングをやめるといったエコドライブの実践が有効です。

本市は、遷宮をはじめとするリサイクル文化発祥の地であり、マイバッグ持参運動・レジ袋削減事業の取組のように、今も人々の生活の中に息づいています。こうした環境文化を活かし、エコドライブが人々のライフスタイルの一部となるよう、エコドライブの推進を図ります。



【廃棄物の発生抑制（Reduce）】

重点事業4 燃えるごみの減量

本市では、平成22年3月に「伊勢市ごみ処理基本計画」を策定し、3R（ごみの減量と資源化）の推進、安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進、市民・地域組織・事業者・行政の協働の推進を進めてきました。

計画では、市内において排出されるごみのうち最も多くの重量を占める燃えるごみの量を基本目標の一つに定めており、中間目標（平成26年度）として37,000トン/年、最終目標（平成31年度）として34,000トン/年を設定していますが、平成25年度現在で42,828トン/年であり、さらなる燃えるごみの減量が求められています。

このような現状を踏まえ、市民においては、生ごみ処理機の利用や水きりによる減量化、資源物の適正分別排出、事業者においては、生ごみ処理機および再生事業者を利用した生ごみの堆肥化等による減量化などの取組についての啓発・支援を行い、燃えるごみの減量を図ります。

【目標値】

目標指標	平成25年度（現状値）	平成31年度目標
燃えるごみの量	42,828トン/年	34,000トン/年



【生物多様性の保全】

重点事業5 動植物の生息・生育状況の把握

本市は、神宮林をはじめとする緑深い山々、清流宮川、五十鈴川をはじめとする水脈、穏やかな伊勢湾など豊かな自然風土に恵まれています。

三重県では、三重県のレッドリストに記載されている絶滅の恐れのある動植物の主な生息・生育地を「希少動植物種生息生育地（ホットスポットみえ）」として示しており、本市では、外城田川・宮川・五十鈴川河口干潟一帯、松下社と三郷山ロマンの森一帯、横輪川上流域の3地域が示されています。

このように、本市の豊かな自然環境は、動植物の良好な生息・生育環境を提供していると考えられますが、市全域における動植物の生息・生育状況に関する調査はされておらず、こうした情報が不足しています。そこで、生物多様性の保全に向け、動植物の生息・生育状況の把握を図ります。



【水環境の保全】

重点事業6 公共下水道・合併処理浄化槽の整備推進

三重県が実施・公表している「公共用水域及び地下水の水質測定結果」によると、BOD 値による河川の汚れが目立つ水域ワースト5に本市を流れる勢田川が毎年ランクインしており、本市の環境問題の最も大きなものの一つとなっています。

水質汚濁の原因としては、生活排水の河川への流入が原因であると考えられ、これまでに水質測定の箇所数や回数を増加したり、市民団体と連携した水質浄化・啓発の取組等とともに公共下水道や合併処理浄化槽の普及を進めていますが、平成 25 年度の汚水処理人口は 74,254 人であり、さらなる普及が求められています。こうしたことから、引き続き、公共下水道の整備推進・合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活排水の環境負荷の低減に向けた意識啓発を行います。

【目標値】

目標指標	平成 25 年度（現状値）	平成 31 年度目標
汚水処理人口	74,254 人	83,000 人



【農地環境の保全】

重点事業7 農村地域の共同活動の強化

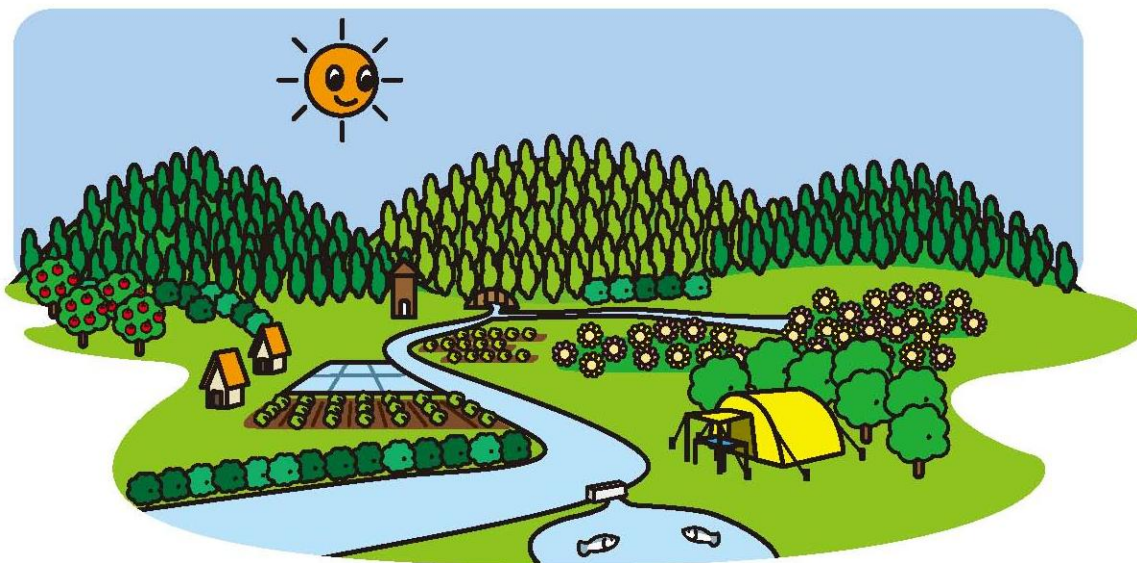
近年、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う農村地域の荒廃がみられ、また、農作物の作付けが難しい農地については遊休農地となってきています。

このことに対し、市では多面的機能支払交付金事業等を活用して農村地域の共同活動を強化し、本来あるべき農地を維持するとともに農地の多面的な機能を保全・回復する取組を推進します。

また、地域住民による新たな景観植物の植栽などを行い、遊休農地の解消とともに良好な農村風景の創出をめざします。

【目標値】

目標指標	平成 25 年度（現状値）	平成 31 年度目標
多面的機能支払活動組織数	21	33



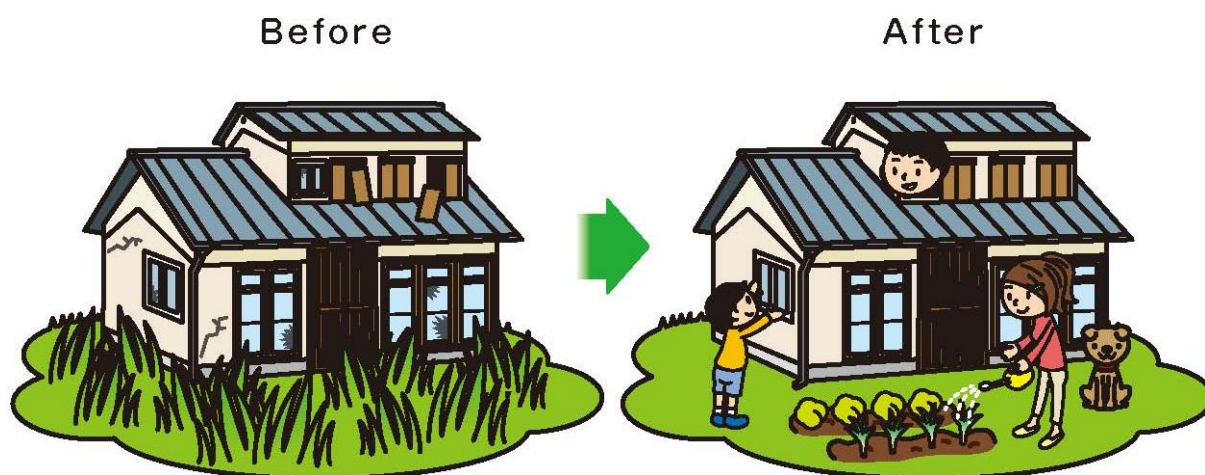
【住環境の向上】

重点事業8 空き家対策の推進

近年、全国的に「空き家問題」が社会問題になっています。住宅数が世帯数を上回り、ストックが過剰となることが空き家発生の要因の一つとされています。また、相続等を機会に空き家が発生することも多く、高齢化率が高い地域では、空き家率が高くなる傾向があります。

本市においても、空き家に関する苦情件数が増加傾向にあり、平成25年度には自治会と連携して空き家の実態調査を実施しました。

本市では、今後も少子高齢化の進展に伴い、空き家数が増加することが懸念されており、地域資源としての空き家の有効活用について検討します。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家等に関する対策を講じることで、生活環境の保全や防犯の向上を図ります。



【環境教育・環境学習の充実】

重点事業9 環境教育の促進

本市では、平成23年9月に京セラ株式会社三重伊勢工場および中部電力株式会社と環境教育に関する協定を締結し、各事業者が有する人材や学習教材を活用した環境教育の出前講座を実施しています。また、皇學館大学と連携し、出前授業の実施や環境フェア等において昆虫を題材とした出展を行うなどの取組も進めています。

平成26年11月には、持続可能な発展のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が愛知・名古屋で開催されました。

こうした世界的な潮流に乗り、持続可能な社会を担う次世代の子どもたちに対する環境教育を促進していきます。

※ESDとは、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取組むことによって、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、持続可能な社会を創造していくことをめざす教育です。



地域区分・軸別の環境取組指針、 環境取組重点地区

6-1. 地域区分・軸別環境取組指針の考え方

6-2. 環境取組重点地区の考え方

6-3. 地域区分・軸別環境取組指針、
環境取組重点地区

第6章 地域区分・軸別の環境取組指針、環境取組重点地区

6-1. 地域区分・軸別環境取組指針の考え方

本市は、南部に森林地帯が広がり、河川流域に形成される市街地を経て、北部の田園地帯へと展開する都市構造を持ちます。それらを踏まえ、「伊勢市都市マスタープラン全体構想」では、本市における土地利用を「自然環境ゾーン」「集落・農地ゾーン」「市街地ゾーン」「中心商業業務ゾーン」の4つのゾーンに分類し、良好な自然環境や農地の適正な保全と活用を基調とし、コンパクトな暮らしやすい都市づくりをめざすことを基本方針としています。また、都市構造の構成要素として土地利用と合わせ、「軸」および「拠点」を位置づけることで、めざすべき都市の骨格を明らかにし、地域の特色を活かした主要な都市整備の具体化・総合化を図っています。

本計画における地域ごとの環境取組指針について、都市マスタープランにおけるまちづくりの取組方針との整合を図るとともに、自然環境面等の実状に合わせた指針とするため、市域を土地利用別にみた「自然保全地域」「農地環境保全地域」「市街地環境保全地域」に区分することとします。

また、面的な地域区分に加え、河川および海岸周辺を「水辺環境保全地域」、景観形成上重要な路線を「景観保全路線」として軸の設定を行い、環境整備等を進めていきます。

■地域区分の概要

地域区分	地域の概要	都市マスタープランでの位置づけ	環境配慮方針
自然保全地域	神宮林をはじめ、市域南部に位置する森林地域	自然環境ゾーン	経済活動と共存しながら、自然の保全を図る
農地環境保全地域	指定範囲の多くに田畑が広がっており、それら農地と農村集落からなる地域	集落・農地ゾーン	集落と周辺の農地などが融合した地域環境整備等を図る
市街地環境保全地域	中心市街地および住宅地等の市街地からなる地域	市街地ゾーン 中心商業業務ゾーン	市街地内における生活環境の向上や緑地の確保などを図る

■軸の概要

地域区分	地域の概要	都市マスタープランでの位置づけ	環境配慮方針
水辺環境保全地域	伊勢湾に面した海岸およびすべての河川に面した地域	河川・海洋環境軸	水辺の景観保全や水質向上のための環境整備等を図る
景観保全路線	「伊勢市景観計画」の中で景観重要道路（景観重要公共施設）に位置づけられた路線	交通軸、都市軸	良好な景観の形成を図るための環境整備等を図る

6-2. 環境取組重点地区の考え方

上記の環境取組指針に基づき地域区分別の環境取組を推進していきますが、より環境に配慮した取組を重点的に進める箇所として、環境取組重点地区を設定することとします。

■地域区分の概要

地域区分	環境取組重点地区
自然保全地域	○朝熊山頂自然共生地区
	○横輪・矢持自然共生地区
市街地環境保全地域	○おはらい町／河崎／二見茶屋 歴史文化環境保全地区
	○朝熊山麓公園／五十鈴公園／大仏山公園 スポーツ・レクリエーション環境保全地区
	○倉田山文教環境保全地区
水辺環境保全地域	○勢田川周辺水質改善地区
	○親水環境保全地区

6-3. 地域区分・軸別環境取組指針、環境取組重点地区

【自然保全地域】

- 森林については、水源のかん養機能等の公益的機能を保ち、その良好な生態系を保全します。
- 森林内に道路等の開発を行う際には、動物の移動、採餌、繁殖等の妨げにならないように、森林の連続性を確保します。
- 自然公園法に基づく自然公園区域のうち、特に特別保護地区、特別地域においては同法等に則った自然環境の保全に努めます。



■横輪町・矢持町の山林

朝熊山自然共生地区

- 伊勢志摩国立公園の豊かな自然や優れた眺望を体感できる地区として、自然景観の保全を図ります。



■朝熊山からの展望



■朝熊山展望台

横輪・矢持自然共生地区

- 横輪、矢持地域の自然とのふれあいを通じた学び、憩いの地区として環境整備を図ります。



■郷の恵「風輪」(直売所)



■横輪桜

【農地環境保全地域】

- 周辺の農地などと融合した落ち着いた環境の形成を図ります。
- 比較的まとまった規模を有する良好な農地等については、その保全に努めます。
- 農薬の適正使用の徹底等、環境と調和した農業を推進します。



■小俣町の小麦



■西豊浜町の水稲

【市街地環境保全地域】

○市街地における公園や道路等においては、緑の確保に努めます。

○国道 23 号等の主要幹線道路における渋滞の緩和や道路交通騒音・振動など、周辺環境への負荷の低減に努めます。

○生活騒音の防止等、近隣への配慮に心がけ、良好な地域環境の保全に努めます。



■近鉄・宇治山田駅



■外宮前広場

おはらい町／河崎／二見茶屋 歴史文化環境保全地区

○「おはらい町」「河崎地区」「二見茶屋地区」における、切妻妻入の伝統的な趣が残る民家や、蔵屋敷などの歴史的な風情を活かした空間づくりに向けた取組を進めます。

○勢田川における、かつての舟運を核にした「かわ」と「まち」が一体となった水辺空間づくりをめざします。



■おはらい町の町並み



■伊勢河崎商人館



■二見茶屋地区

朝熊山麓公園／五十鈴公園／大仏山公園 スポーツ・レクリエーション環境保全地区

○県営サンアリーナを中心とした朝熊山麓公園、五十鈴公園周辺および大仏山公園周辺において、スポーツ・レクリエーションを楽しむとともに、市民が憩いや安らぎを感じる空間としての環境保全を進めます。

○公園環境の充実を図ります。



■朝熊山麓公園



■大仏山公園

倉田山文教環境保全地区

○教育・文化施設の集積する地区としての環境保全の取組を進めます。



■神宮農業館



■倉田山公園

【水辺環境保全地域】

- 水源の上流域においては、開発等に係る水質汚濁の防止に努めます。
- 河川の水質汚濁の改善を図るため、生活排水等による環境への負荷の低減に努めます。
- 親水的な利用が可能な公園について、その保全と活用に努めます。
- 良好な自然を有する水辺について保全に努めるとともに、改変に際しては、自然に配慮した工法の採用に努めます。



■五十鈴川



■二見浦の夫婦岩

勢田川周辺水質改善地区

- 勢田川の河川環境の改善に向け、勢田川周辺における生活排水対策などのハード整備の推進を進めるとともに、市民と行政が一体となった水質浄化活動を積極的に展開します。



■勢田川



■勢田川七夕大そうじ

親水環境保全地区

- 宮川や五十鈴川の水質向上に向けた、河川環境美化などの地域活動を推進します。
- 宮川ラブリバー公園、宮川親水公園、宮川堤公園、（仮称）宮川左岸河川敷公園における河川敷を利用した水と親しめる水辺空間づくりを進めます。
- 二見浦、大湊鷺ヶ浜、北浜の美しい海岸や海洋生物の生息空間などの豊かな自然環境の保全を進めます。
- 海辺の自然とふれあえる場の創出を図り、快適な海浜空間の形成に努めます。
- 河川敷を利用したパーク・アンド・バスライドにより交通渋滞を緩和し環境負荷の低減を図ります。



■宮川ラブリバー公園



■北浜（海岸）

【景観保全路線】

○「伊勢市景観計画」の中で、伊勢市の良好な景観環境の形成に向け、景観を構成する要素の中でも大きな役割を果たす道路として「景観重要道路」に位置づけられる路線について、景観保全路線として本市の自然環境や歴史・文化環境と調和した整備を進めます。

※該当路線は、①御幸道路ほか、②御木本道路、③外宮度会橋線（県道鳥羽松阪線）、④国道 42 号、⑤伊勢自動車道・伊勢二見鳥羽ライン、⑥お木曳の道、⑦古市街道、⑧内宮おはらい町通り、⑨二見浦・夫婦岩表参道、⑩外宮参道、⑪河崎本通り、⑫神路通りのうちの一部該当区間です。



■二見浦・夫婦岩表参道



■河崎の町並み

【地域区分・軸別環境取組指針、環境取組重点地区の位置図】



【凡例】

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 自然保全地域 朝熊山頂自然共生地区 横輪・矢持自然共生地区 農地環境保全地域 | <ul style="list-style-type: none"> 市街地環境保全地域 おほらい町歴史・文化環境保全地区 河崎歴史・文化環境保全地区 二見町茶屋歴史・文化環境保全地区 朝熊山麓公園 ｽﾌﾟｰｰｸﾘｰｼﾞｮﾝ環境保全地区 五十鈴公園 ｽﾌﾟｰｰｸﾘｰｼﾞｮﾝ環境保全地区 大仏山公園 ｽﾌﾟｰｰｸﾘｰｼﾞｮﾝ環境保全地区 倉田山文教環境保全地区 | <ul style="list-style-type: none"> 水辺環境保全地域(※) ※伊勢湾に面した海岸およびすべての河川に面した地域を対象としています。河川については大小さまざまな河川を含むため、本図では一級河川のみを表示しています。 勢田川周辺水質改善地区 親水環境保全地区 景観保全路線 |
|---|---|--|

計画の実現に向けたしくみ

7-1. 計画推進のしくみ

7-2. 進行管理体制

第7章 計画の実現に向けたしくみ

7-1. 計画推進のしくみ

■進行管理についての基本的考え方

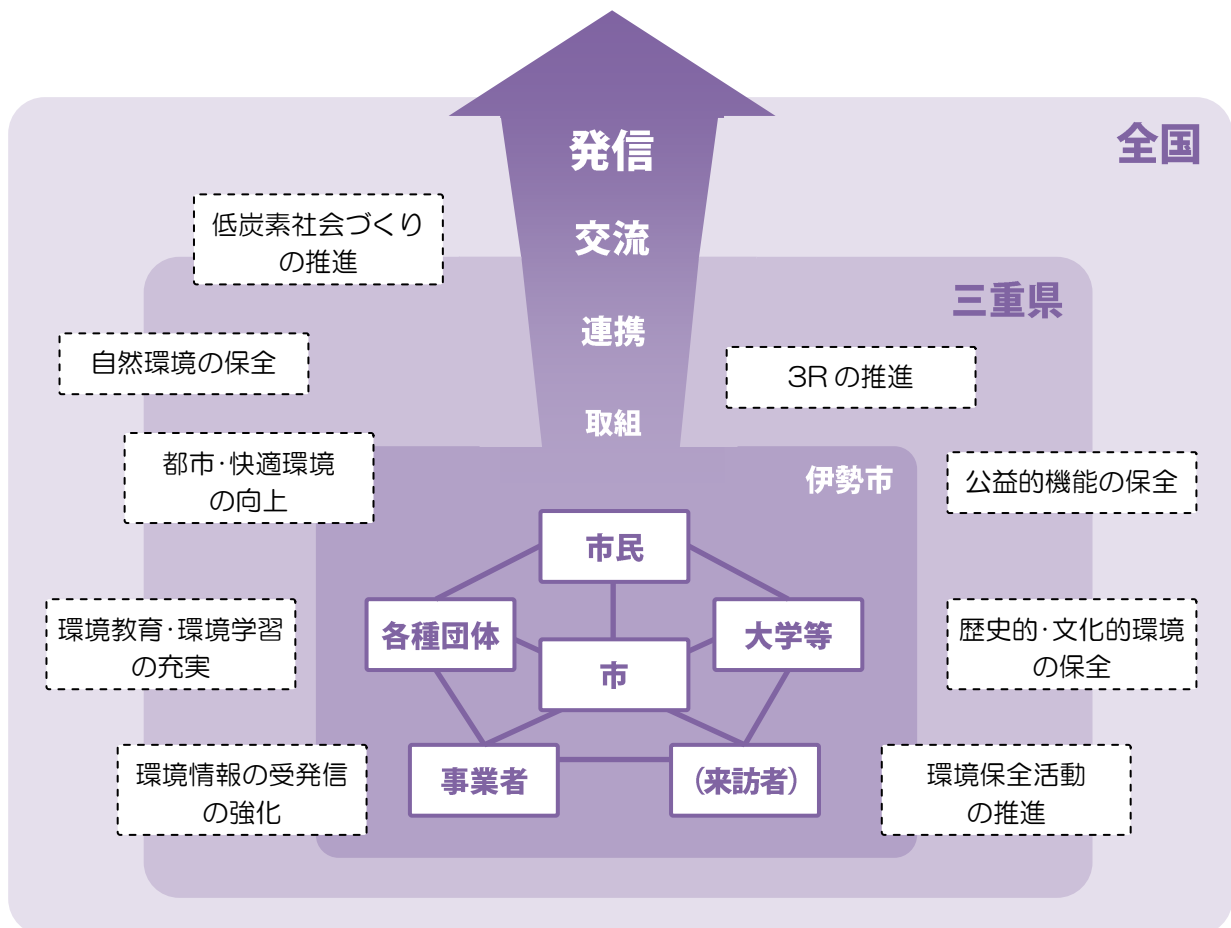
本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくため、下記の考え方に基づき進行管理を行うものとします。

◆市民、事業者、市の協働による推進

市民、事業者、市などの各主体が協力・連携を図りながら、各主体の環境保全活動を促進するとともに、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、連携した行動・事業の実施等を行います。

◆PDSサイクルによる効果的な取組の推進

本市の環境状況の変化や、事業の実施状況および効果の有無などについて把握・評価を行い、それをもとに事業の見直しや立案を行うことにより、効果的な推進を図ります。



■計画推進のイメージ

7-2. 進行管理体制

進行管理の体制は、以下のとおりとします。

■市民の進行管理

個人や家族による生活習慣の見直し、自治会やNPO等の地域での取組など、主体的な取組を行います。

また、市や事業者が行う取組に参加・協力するとともに、状況や今後の方針などについての意見・提案を行います。

■事業者の進行管理

事業活動における環境負荷の軽減や環境にやさしい製品の開発などの主体的取組、また、市民活動への支援や市の取組への助言等、専門性などを活かした取組を行います。

■市の進行管理

部局横断組織である「環境管理委員会」において、計画・実施・評価の各段階で協議・調整を行うことにより、総合行政を推進します。

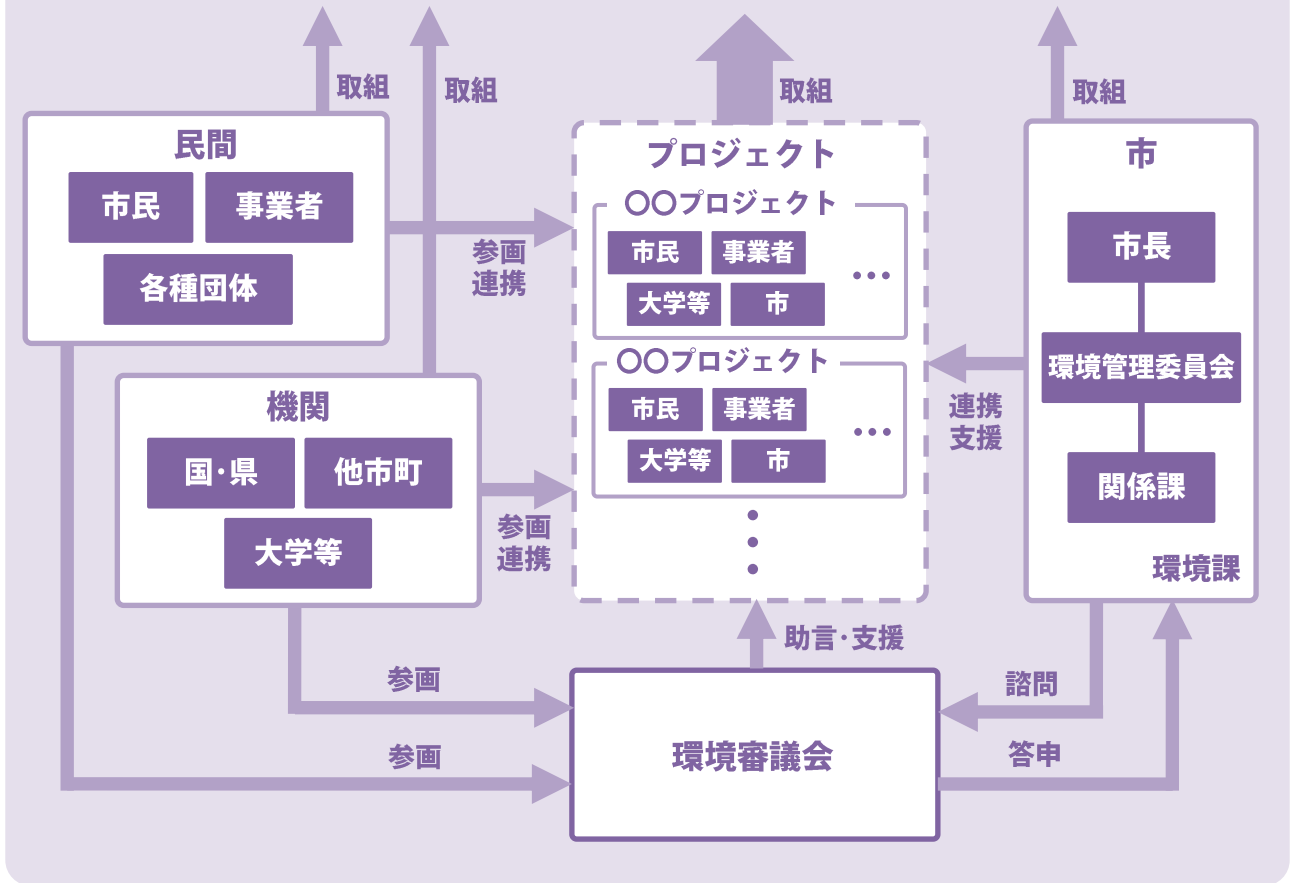
市民、事業所との協働として、計画の進捗状況や目標の達成状況などについて情報提供することを目的に環境報告書を発行するとともに、環境審議会や伊勢市環境会議などにおいて認識の統一や施策の調整等を行います。

また、広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、関係市町との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組を推進します。

■環境審議会の進行管理

環境報告書などをもとに、計画の進捗状況や目標の達成状況などについての分析・評価を行うとともに、その結果に基づいて市の取組についての提言等を行います。

環境文化の生きるまち 伊勢



■計画の進行管理体制のイメージ

伊勢市環境基本条例

策定経緯

諮問および答申

伊勢市環境審議会委員

「第2期伊勢市環境基本計画」策定のための

市民アンケート

事業所アンケート

大学生アンケート

パブリックコメント結果

用語解説

伊勢市環境基本条例

私たちのまち伊勢市は、豊かな森林、清浄な水、清涼な空気など自然環境に恵まれ、先人たちが築いてきた歴史的・文化的環境を育み、発展してきた。

しかしながら、都市化の進展、社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型の環境問題が深刻化し、更には、地球温暖化など地球規模で環境に影響を与えており、経済システムのあり方や生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、恵み豊かな環境を市民共有の財産として維持し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

ここに、すべての人々が協働して、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を推進し、快適な生活環境を確保するとともに、自然環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)及び恵み豊かな自然環境を保持し、及び保護することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら行う施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講ずるとともに、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 自然環境と共生する健康で文化的な生活環境づくりの推進が図られること。

(2) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること。

(3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

(4) 公害を防止し、健康で安心して生活のできる生活環境を確保し、及び自然環境が適正に保全されること。

(5) 樹木、植生等の保全、都市の緑化等により、安らぎと潤いのあるまちづくりを推進すること。

(6) 歴史的・文化的遺産の保全及び活用等により、良好な環境づくりを推進すること。

(7) 環境の保全に関する環境学習の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第 11 条に規定する伊勢市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(自主的な活動の支援)

第 9 条 市は、事業者、市民等又は民間団体による環境の保全に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(国等への要請等)

第 10 条 市は、環境の保全に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(審議会の設置)

第 11 条 環境基本法第 44 条の規定に基づき、伊勢市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第 8 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

(組織)

第 12 条 審議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公共的団体等に所属する者で、その団体の推薦を得たもの

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 14 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 15 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、環境生活部環境課において処理する。

5 第 11 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第 4 章 雑則

(推進体制の整備)

第 16 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 28 日条例第 66 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 22 日条例第 30 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

策定経緯

年月日	内容
平成 26 年 3 月 18 日	平成 25 年度 第 2 回伊勢市環境審議会 ・ 第 2 期伊勢市環境基本計画の策定方針について ・ 策定スケジュール（案）について
7 月 8 日	平成 26 年度 第 1 回伊勢市環境審議会 ・ 第 2 期伊勢市環境基本計画の策定について ・ アンケート調査の実施について
8 月上旬～ 8 月下旬	第 2 期伊勢市環境基本計画策定のためのアンケート調査
10 月 9 日	平成 26 年度 第 2 回伊勢市環境審議会 ・ 環境基礎調査の結果について ・ 第 2 期伊勢市環境基本計画の策定方針について
11 月 4 日	平成 26 年度 第 3 回伊勢市環境審議会 ・ 第 2 期伊勢市環境基本計画（素案）について
11 月 13 日	（庁内）調整会議
11 月 20 日	教育民生委員協議会
12 月 10 日 ～1 月 9 日	パブリックコメント
平成 26 年 1 月 20 日	平成 26 年度 第 4 回伊勢市環境審議会 ・ 第 2 期伊勢市環境基本計画（案）について ・ パブリックコメントの実施結果について
1 月 26 日	（庁内）調整会議
2 月 10 日	教育民生委員協議会

伊勢市環境審議会員

区分	団体名等	氏名	備考
公共団体等に所属するもので、その団体から推薦を得たもの	伊勢商工会議所	中村 貴司	
	//	船谷 哲司	
	伊勢農業協同組合	川端 利生	
	伊勢湾漁業協同組合	杉田 英夫	
	伊勢市女性団体連絡協議会	竜田 和代	
	伊勢市総連合自治会	森本 幸生	
	伊勢市環境会議	高橋 克彦	
	小俣町商工会	山本 実	
	いせしま森林組合	高橋 虎彦	
学識経験を有する者	三重大学	朴 恵淑	
	//	坂内 正明	
	皇學館大學	深草 正博	
		橋本 清	
その他市長が必要と認めるもの	神宮司廳	笹岡 哲也	
	三重県南勢志摩地域活性化局	打田 雅敏	
	公募	岡本 忠佳	
	公募	天野 雅弘	

「第2期伊勢市環境基本計画」策定のための市民アンケート

■調査概要

【調査方法】

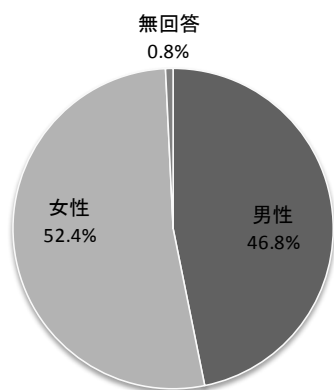
- ① 調査対象地域 伊勢市全域
- ② 調査対象者 市内在住の満15歳以上の市民 1,008人
- ③ 調査期間 平成26年8月6日～平成26年8月20日
- ④ サンプル抽出法 住民基本台帳から無作為抽出
(地域・年代のバランスに応じた層化抽出による)
- ⑤ 調査方法 郵送による配布・回収

【配布・回収数】

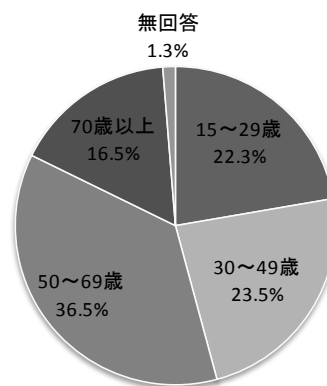
配布数	回収数	回収率
1,008	411	40.8%

■調査結果

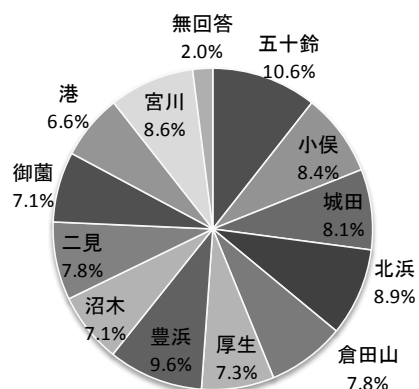
性別 【回答者数：411】



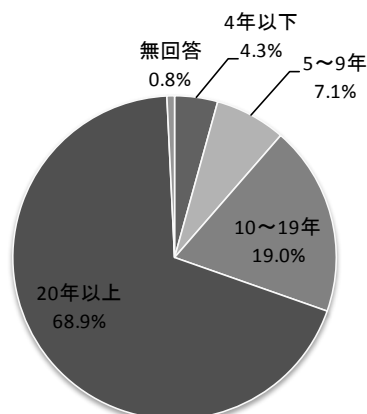
年齢 【回答者数：411】



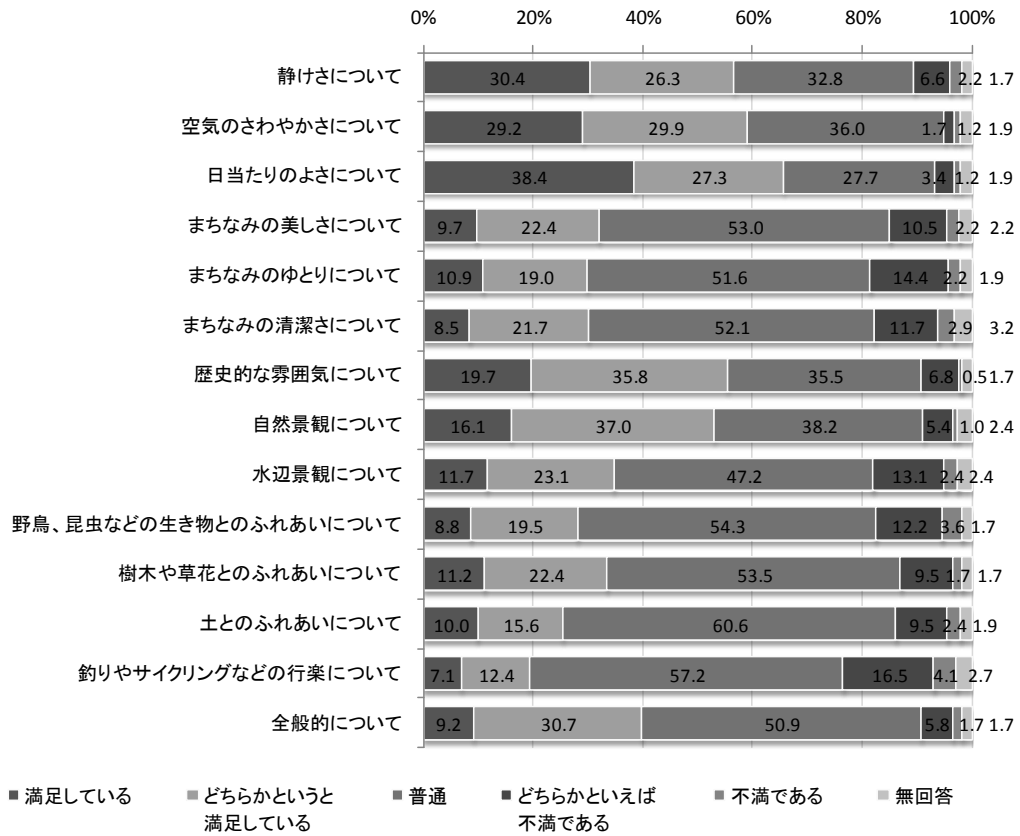
居住地区 【回答者数：411】



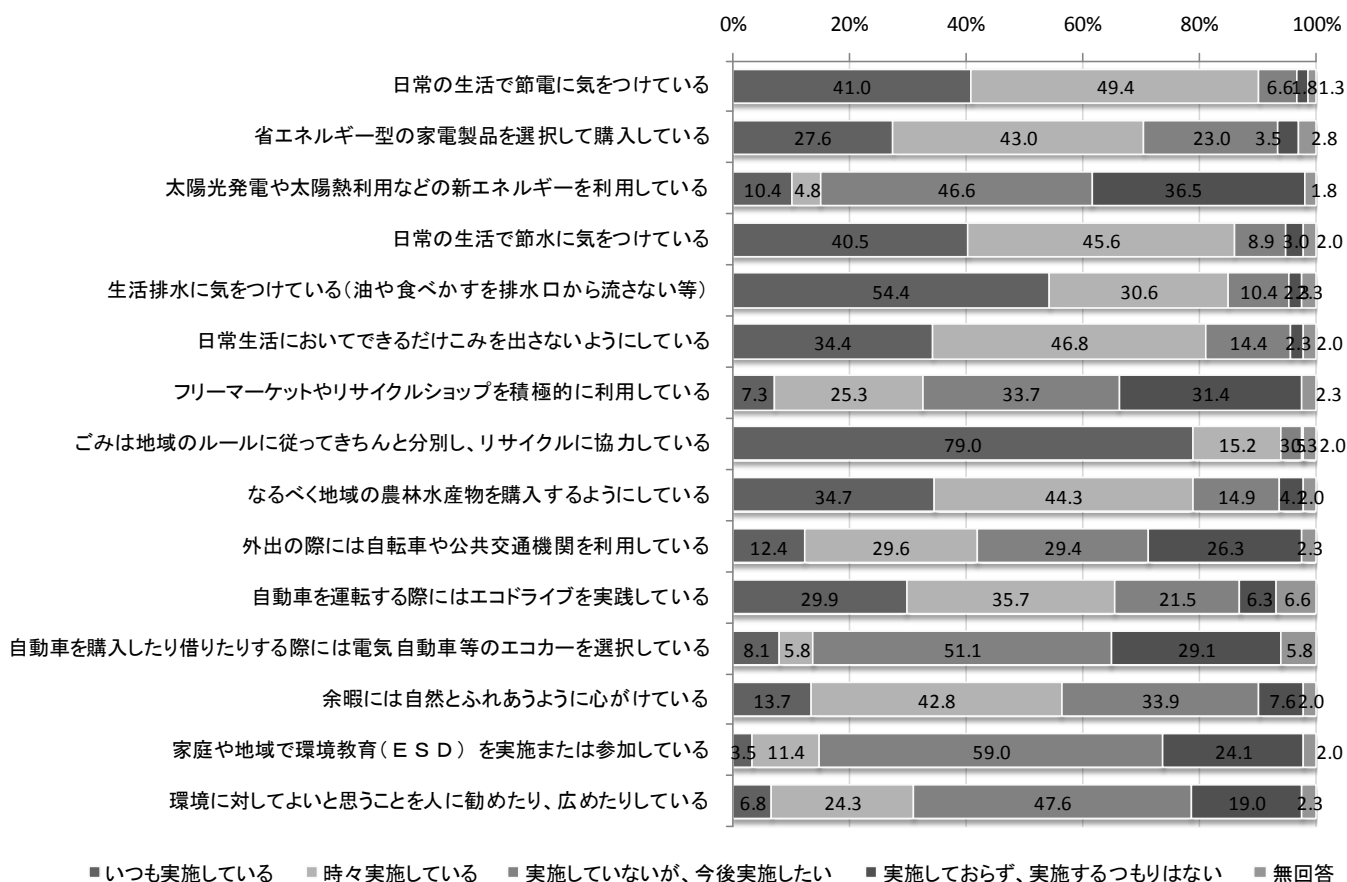
居住年数 【回答者数：411】



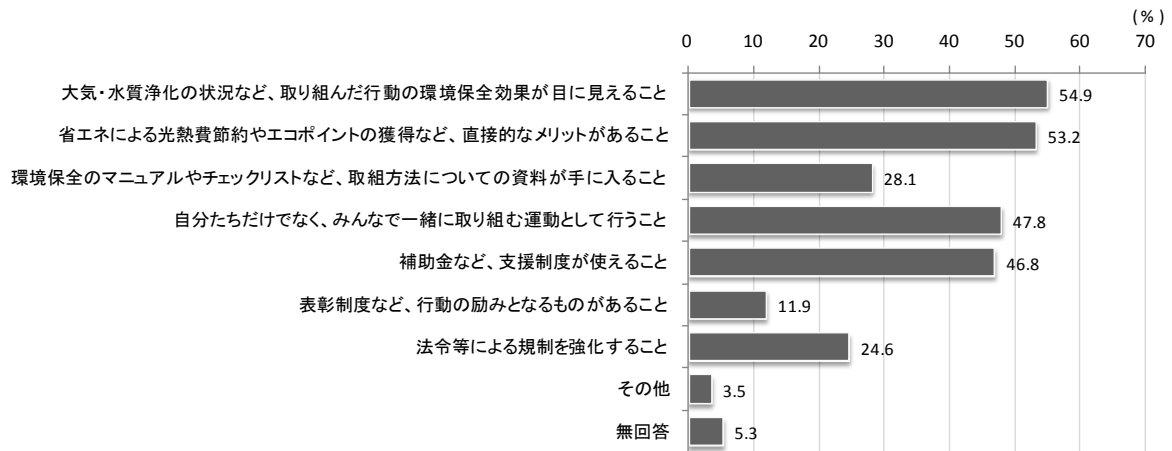
問1 伊勢市の環境の現況に対する満足度についてどのように感じておられますか。以下のそれぞれの項目について、あなたのお考えに近い番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。
【回答者数：411】



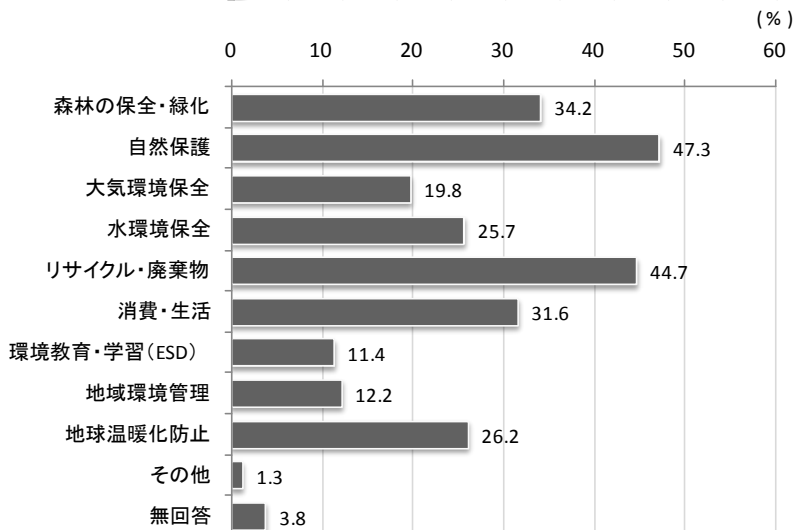
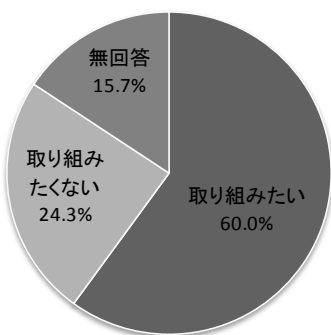
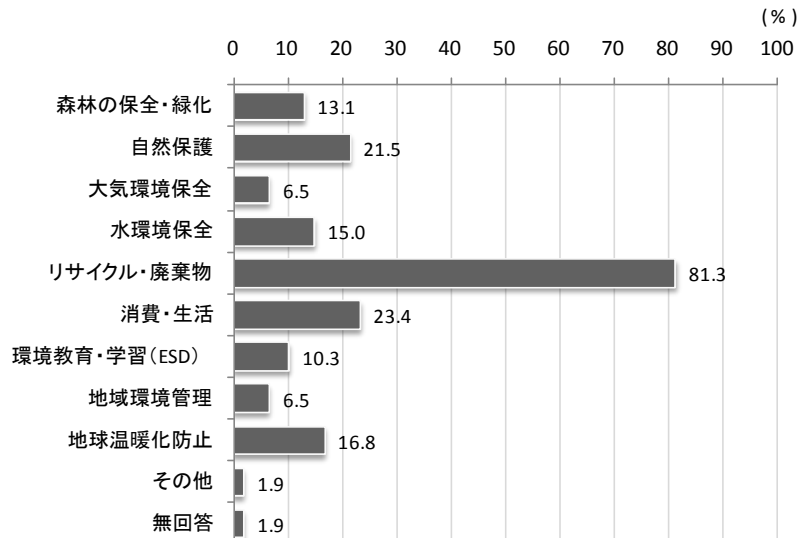
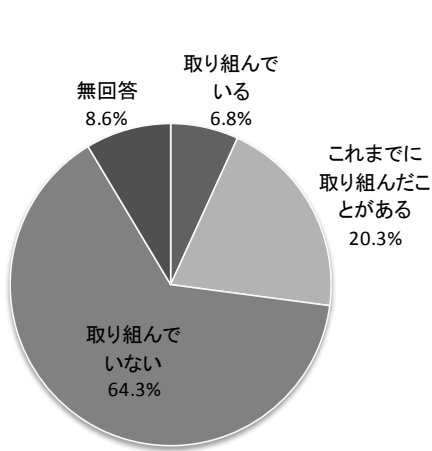
問2 あなたは、以下にあげるような環境保全の取り組みを実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～4の中から1つ選んで○印をつけてください。【回答者数：411】



問3 問2にあげた項目について、より積極的に取り組んでいただくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の1～8の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。
【回答者数：411】



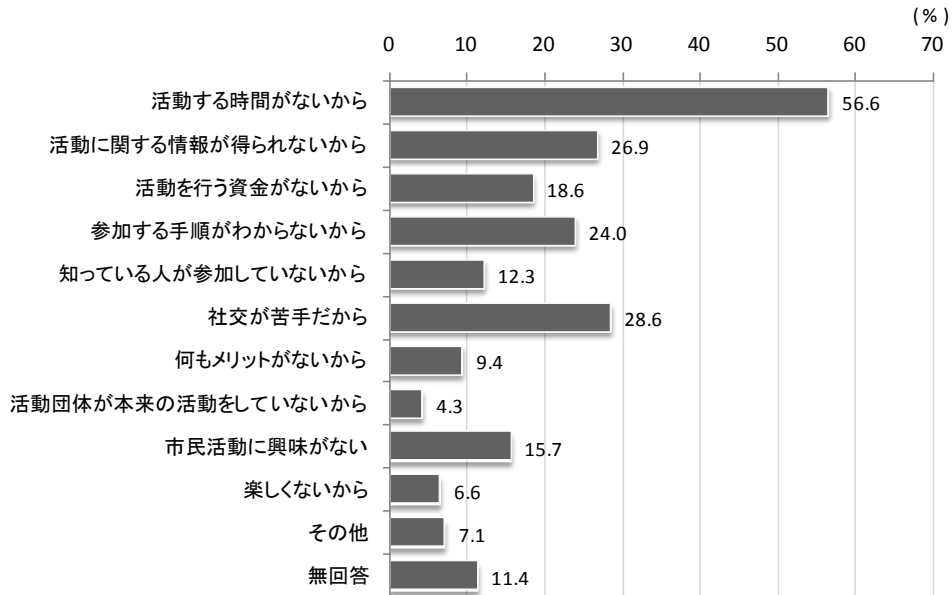
問4 あなたは、環境保全に関連した市民活動に取り組んでいますか。また、今後取り組みたいと思いますか。取組状況、今後の意向について、それぞれ1つ選んで○印をつけて下さい。
また、取組状況の「1」「2」、今後の意向の「1」を選ばれた方は、下欄の活動内容について、あてはまるものすべてに○印をつけてください。 【回答者数：411】



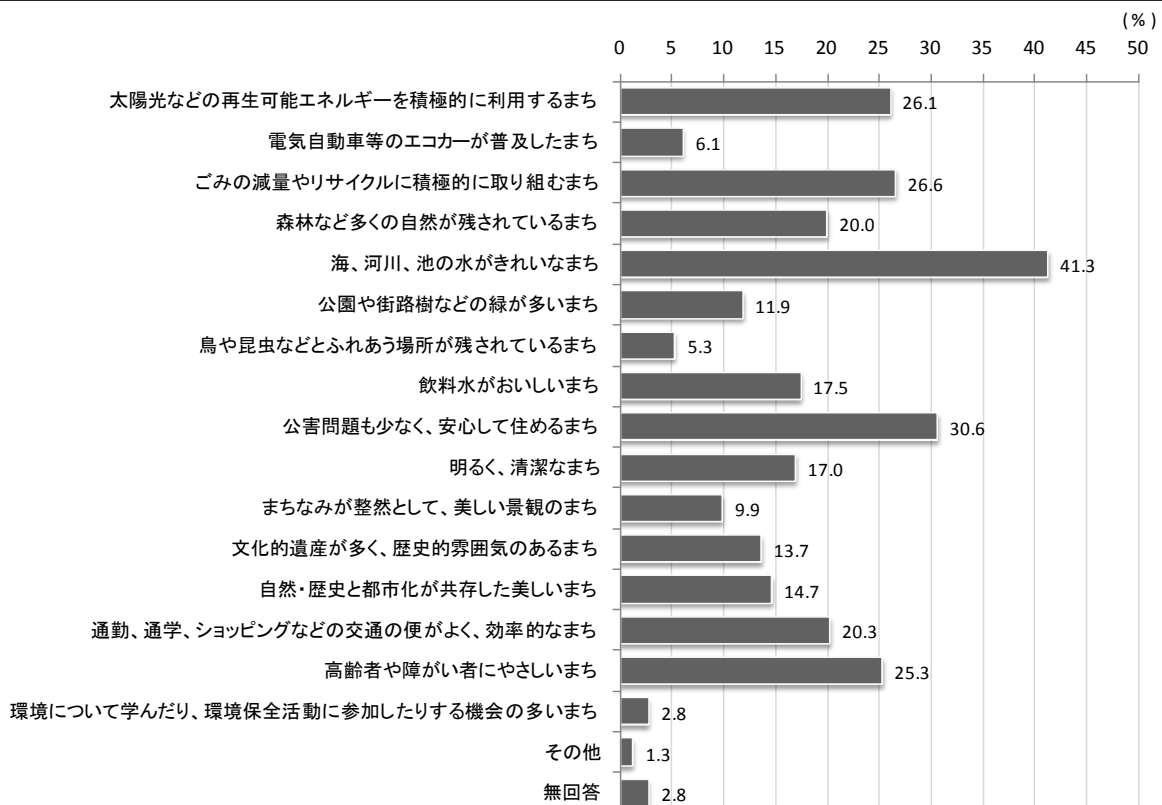
問5 問4の取組状況で、「1. 取り組んでいる」を選ばれた方にお伺いします。
それはどのような活動ですか。差し支えない範囲で、活動内容等を下欄にご記入ください。
【回答者数：411】

—省略—

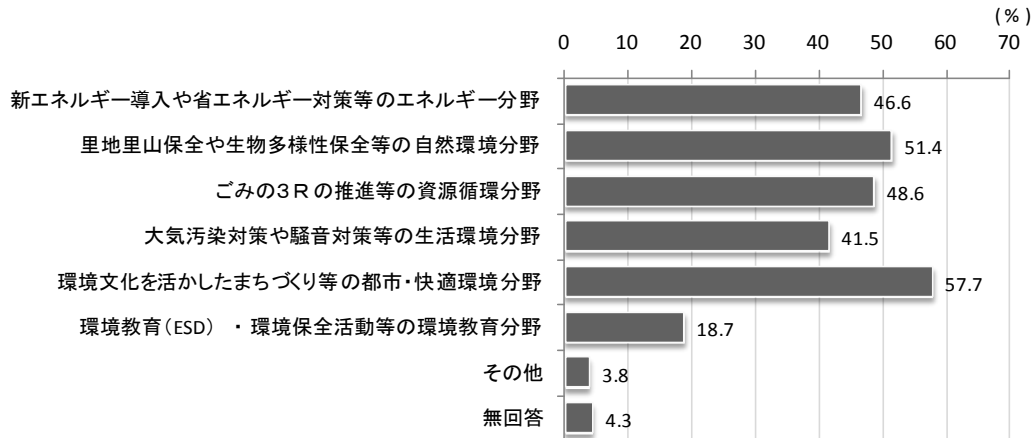
問6 問4の取組状況で「3. 取り組んでいない」及び今後の意向で「2. 取り組みたくない」を選ばれた方にお伺いします。
市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由は何ですか。次の1～11の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。 【回答者数：411】



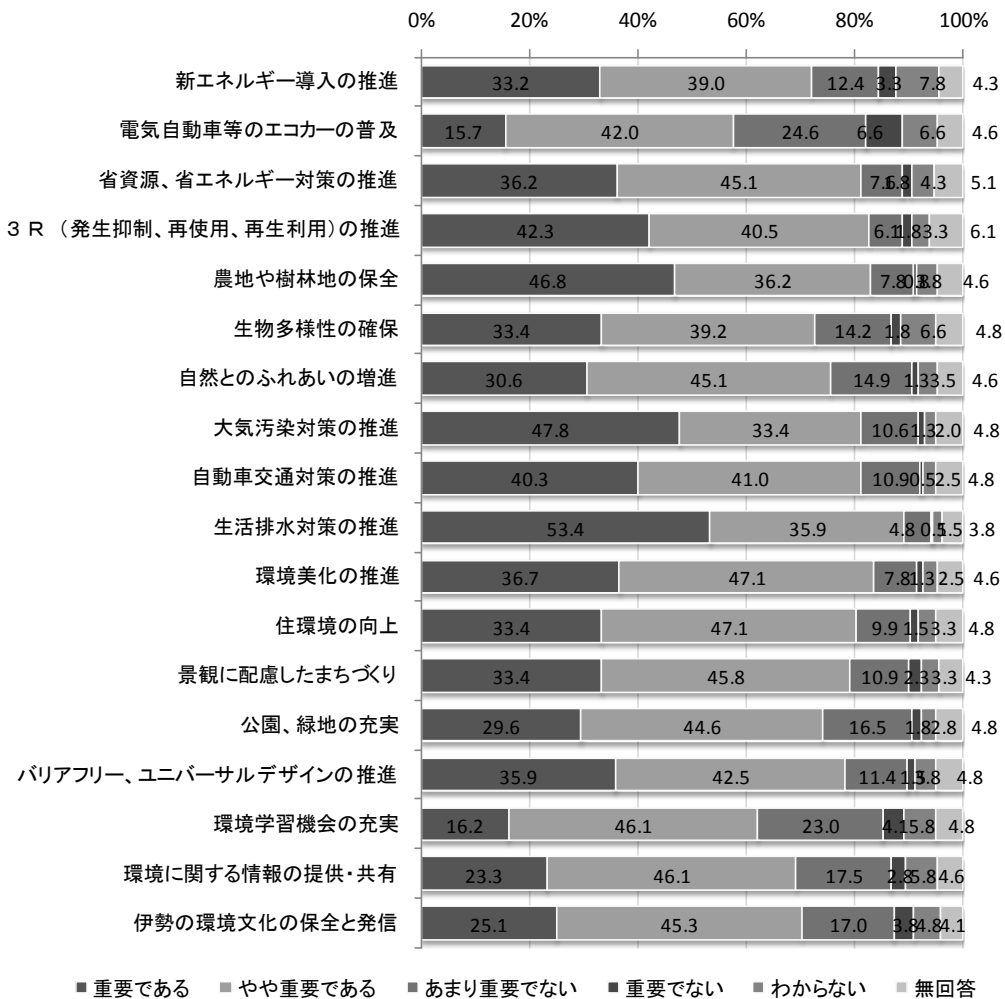
問7 あなたは、環境分野で、伊勢市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか。次の1～17の中から、あてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。 【回答者数：411】



問8 あなたは、今後、伊勢市ではどのような分野に重点を置いて取り組みを進めていくべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。【回答者数：411】



問9 あなたは、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取り組みについて、どの程度重要だと思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。【回答者数：411】



「第2期伊勢市環境基本計画」策定のための事業所アンケート

■調査概要

【調査方法】

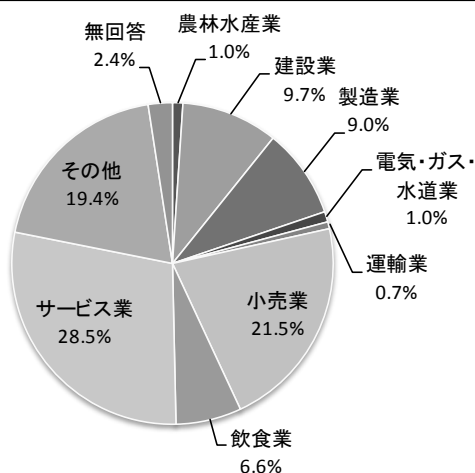
- ① 調査対象地域 伊勢市全域
- ② 調査対象者 市内に本社・支店を置く事業所 1,000 事業所
- ③ 調査期間 平成 26 年 8 月 13 日～平成 26 年 8 月 29 日
- ④ サンプル抽出法 総務省統計局「平成 24 年度 経済センサス-活動調査」から無作為抽出
- ⑤ 調査方法 郵送による配布・回収

【配布・回収数】

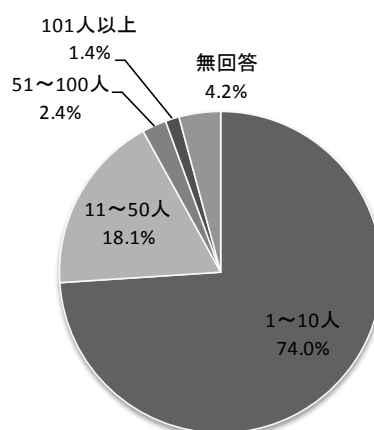
配布数	回収数	回収率
1,008	388	38.8%

■調査結果

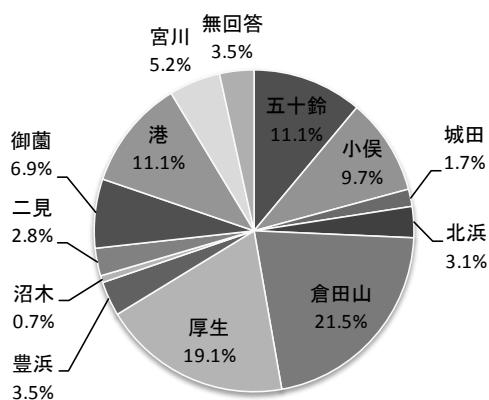
事業所の業種 【回答者数：388】



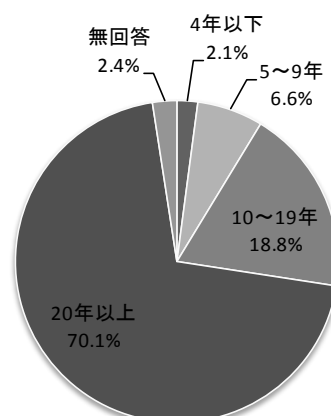
事業所の規模 【回答者数：388】



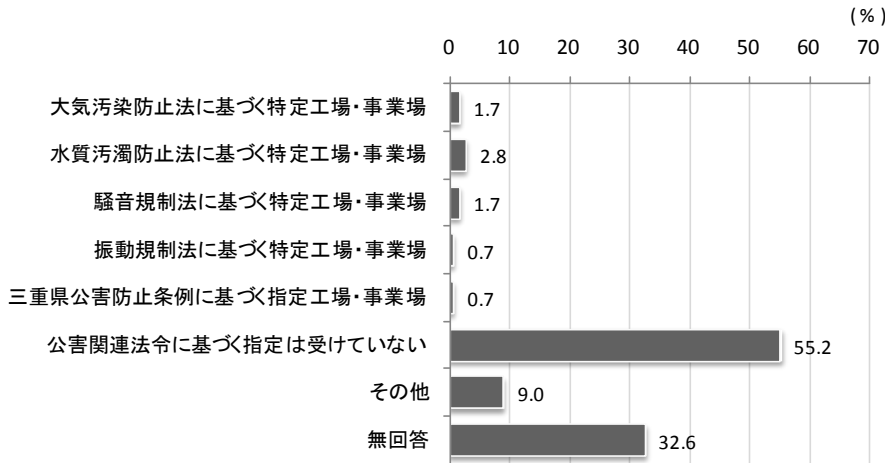
事業所の所在地区 【回答者数：388】



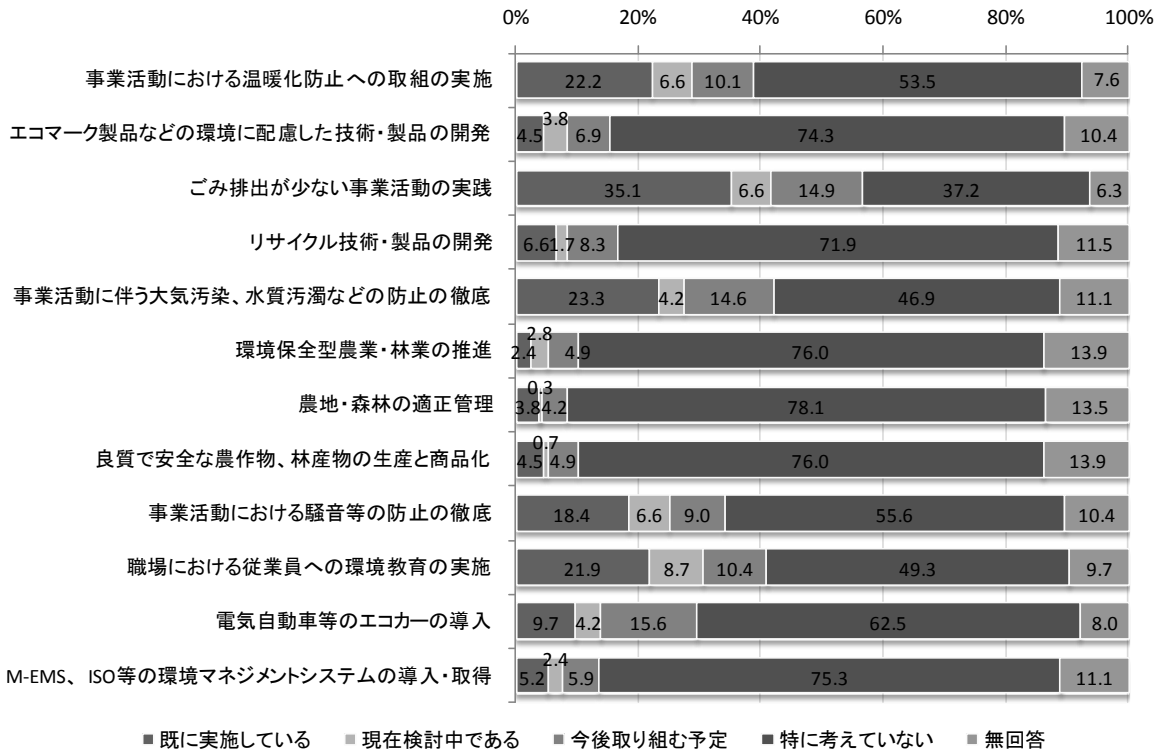
事業所の伊勢市在年数 【回答者数：388】



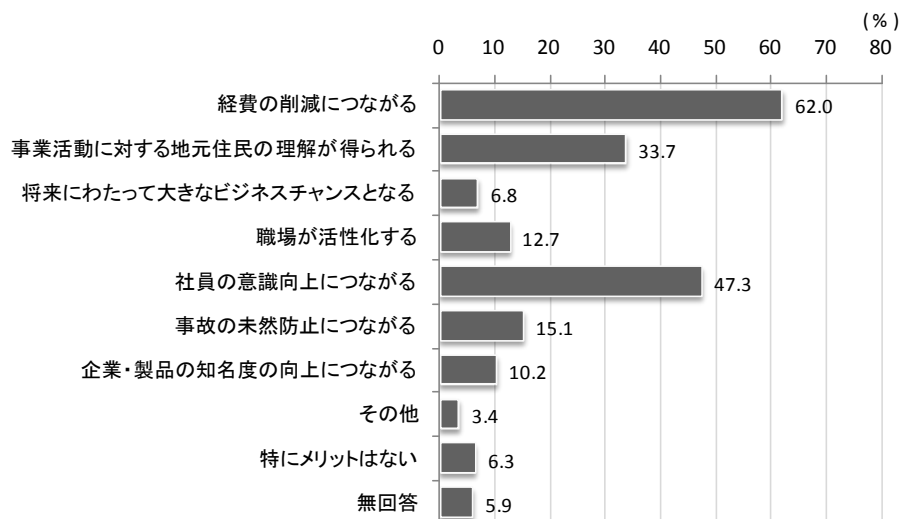
公害関連法令 【回答者数：388】



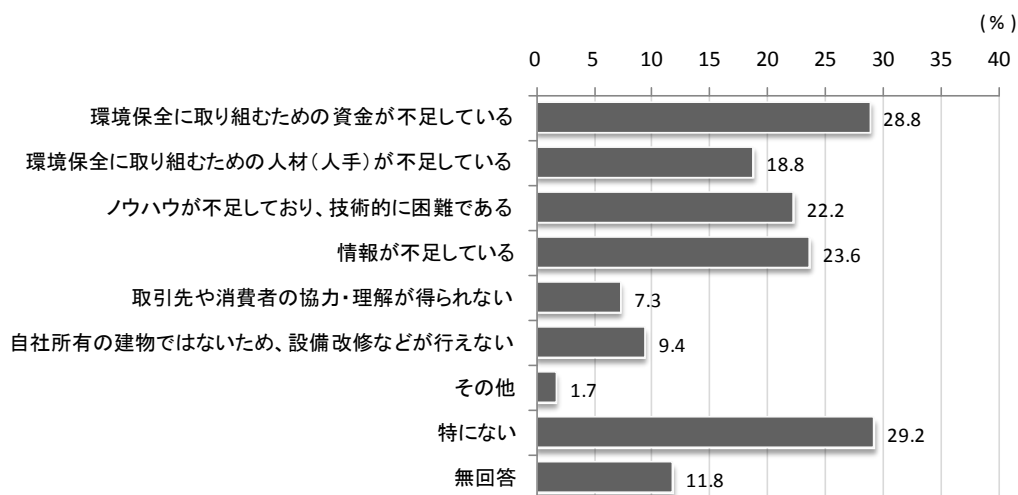
問1 貴事業所では、事業活動（社会貢献活動を除く）に関して、以下にあげるような環境保全の取り組みを実施していますか、以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～4の中から1つ選んで○印をつけてください。
 また、下記以外の取り組みや、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。 【回答者数：388】



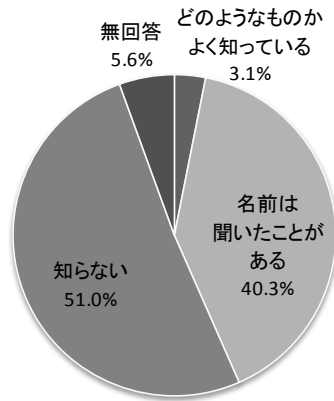
問2 問1でいずれかの項目について「既の実施している」「現在検討中である」「今後取り組む予定」を選ばれた方にお伺いします。
 貴事業所が環境保全に取り組むことで得られるメリットは何だとおもいますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。【回答者数：388】



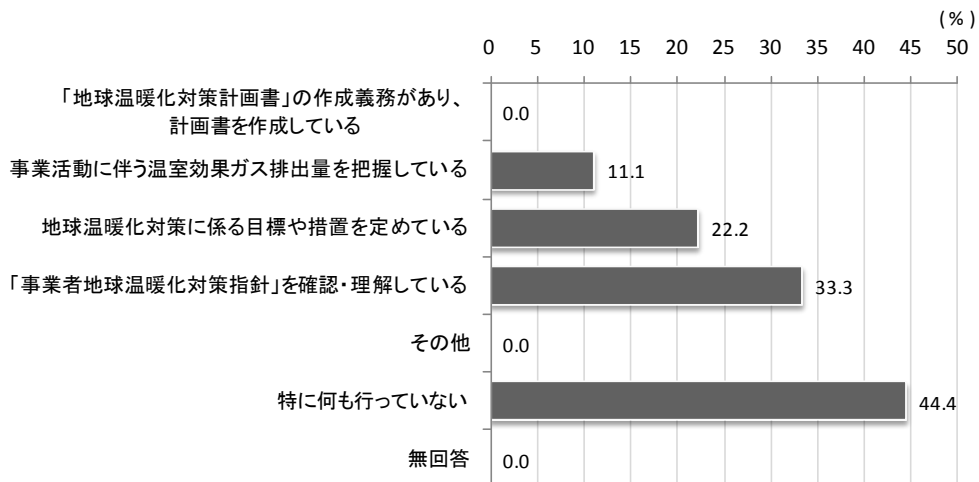
問3 貴事業所が環境保全に取り組む上で課題であると感じていることは何ですか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。【回答者数：388】



問4 三重県では、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者及び県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を推進するため、平成25年12月に「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。
 貴事業所は、この「三重県地球温暖化推進条例」をご存知ですか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。【回答者数：388】

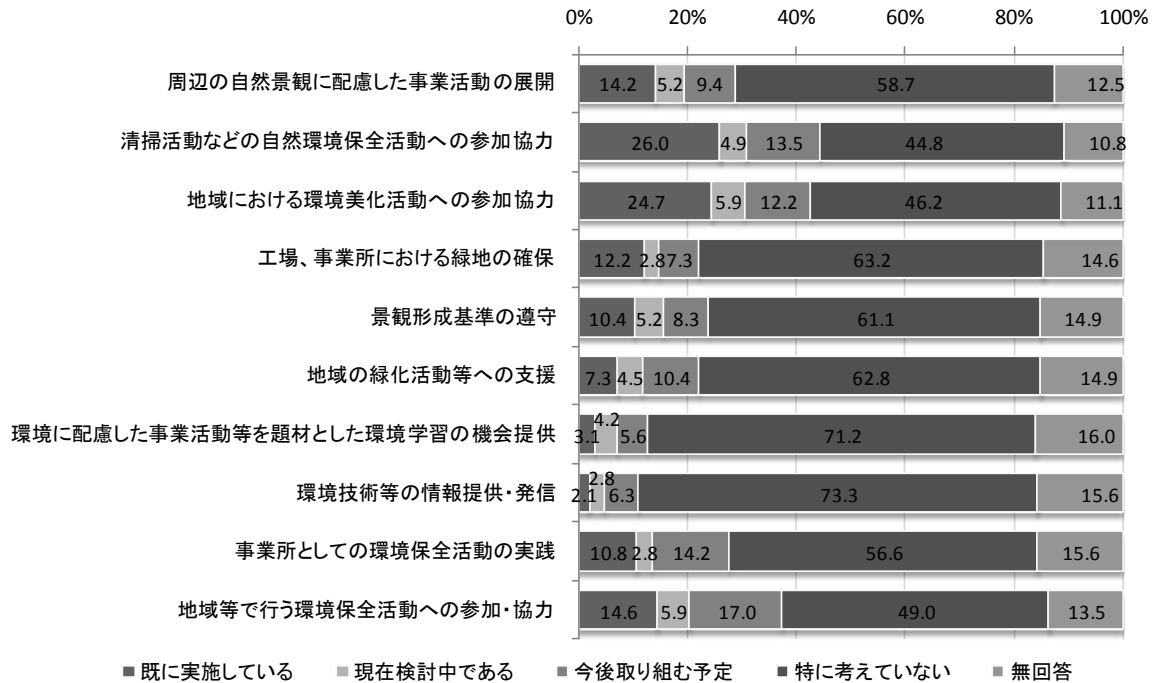


問5 問4の認知度で「1. どのようなものかよく知っている」を選ばれた方にお伺いします。
 貴事業所は「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき、何か取り組みを行っていますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。【回答者数：388】



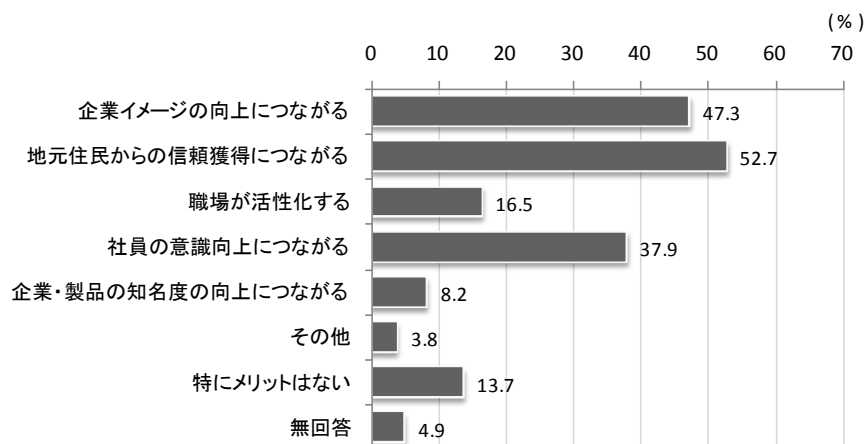
問6 貴事業所では、社会的貢献や地域貢献活動に関して、以下にあげるような環境保全の取り組みを実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～4の中から1つ選んで○印をつけてください。

また、下記以外の取り組みや、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。 【回答者数：388】

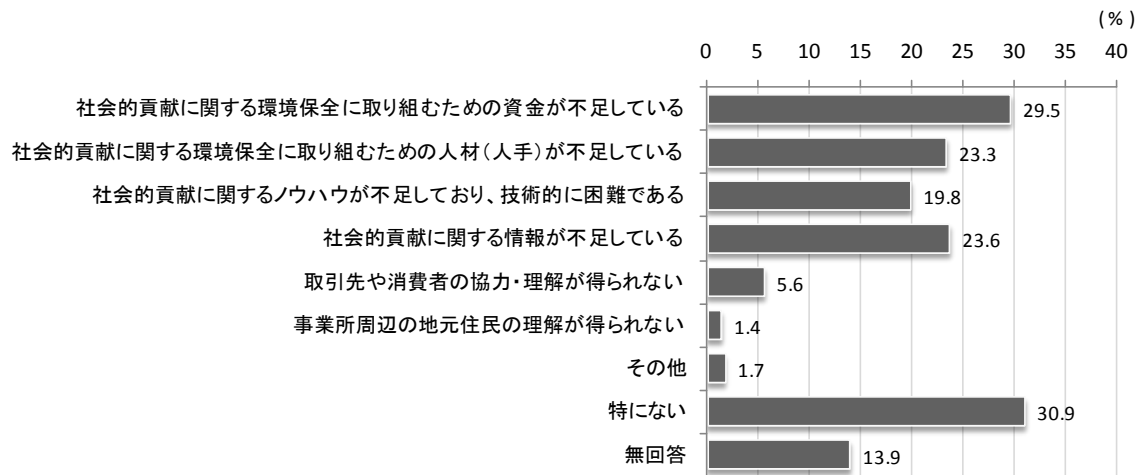


問7 問6でいずれかの項目について「既に実施している」「現在検討中である」「今後取り組む予定」を選ばれた方にお伺いします。

貴事業所が環境保全に取り組むことで得られるメリットは何だと思えますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。 【回答者数：388】



問8 貴事業所が環境保全に取り組む上で課題であると感じていることは何ですか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。【回答者数：388】



「第2期伊勢市環境基本計画」策定のための大学生アンケート

■調査概要

【調査方法】

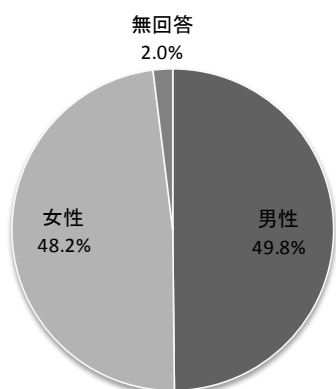
- ① 調査対象者 皇學館大学の学生
- ② 調査期間 平成26年7月31日～平成26年8月29日
- ③ 調査方法 大学学生課を通じて配布、回収

【配布・回収数】

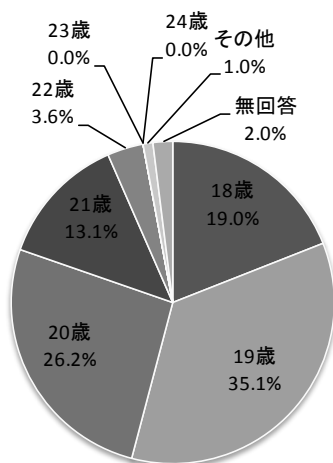
配布数	回収数	回収率
305	305	100%

■調査結果

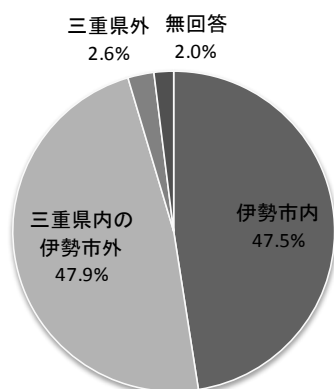
性別 【回答者数：305】



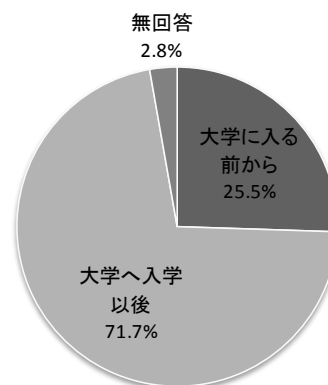
年齢 【回答者数：305】



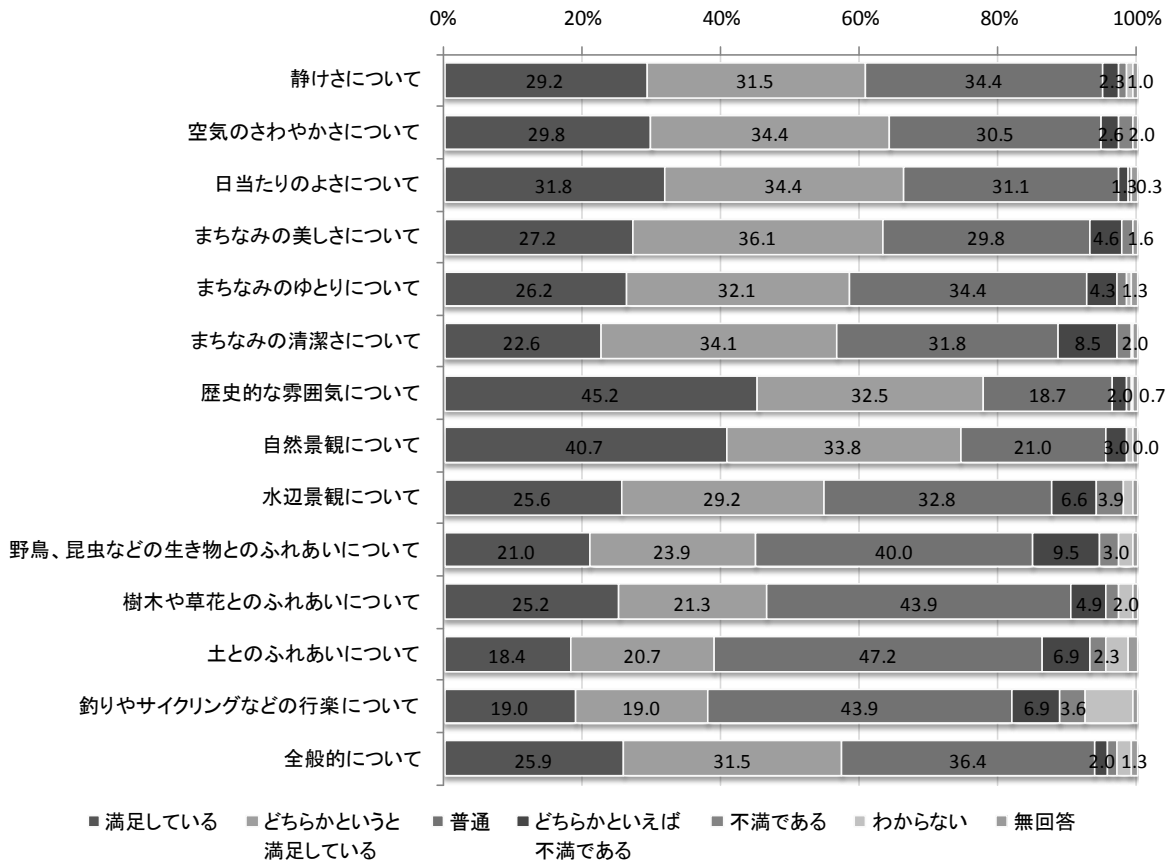
居住地域 【回答者数：305】



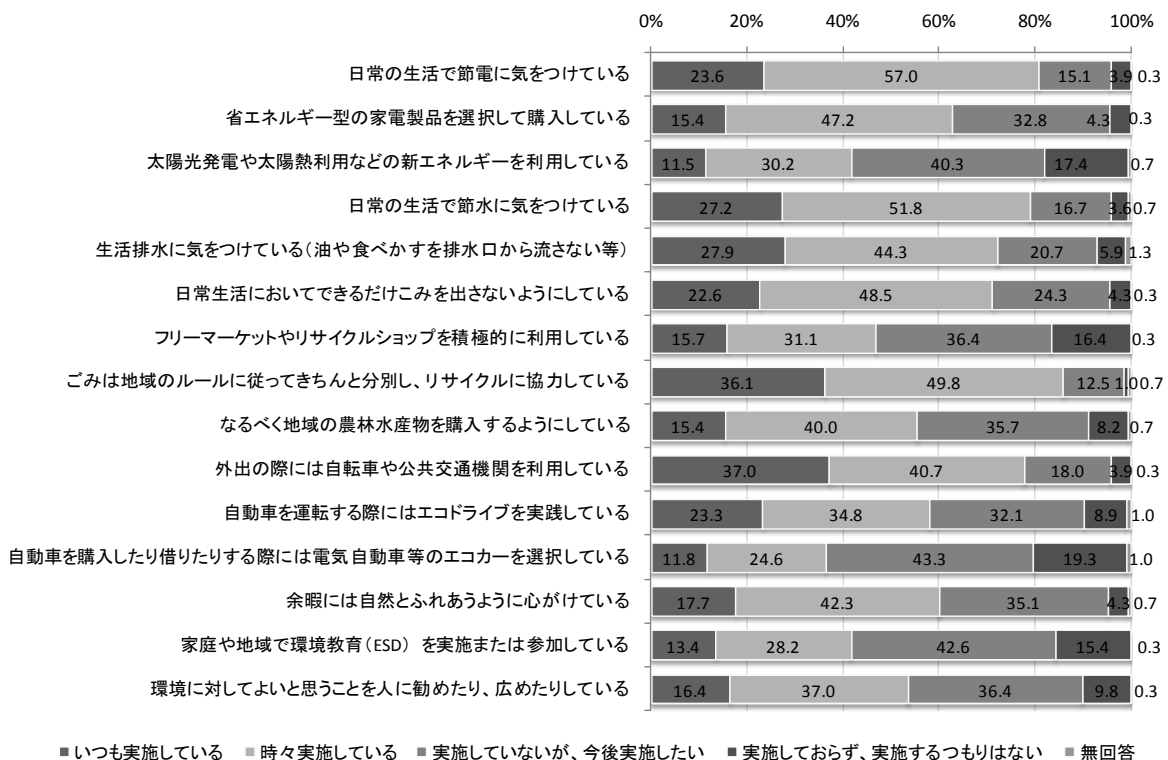
居住時期 【回答者数：305】



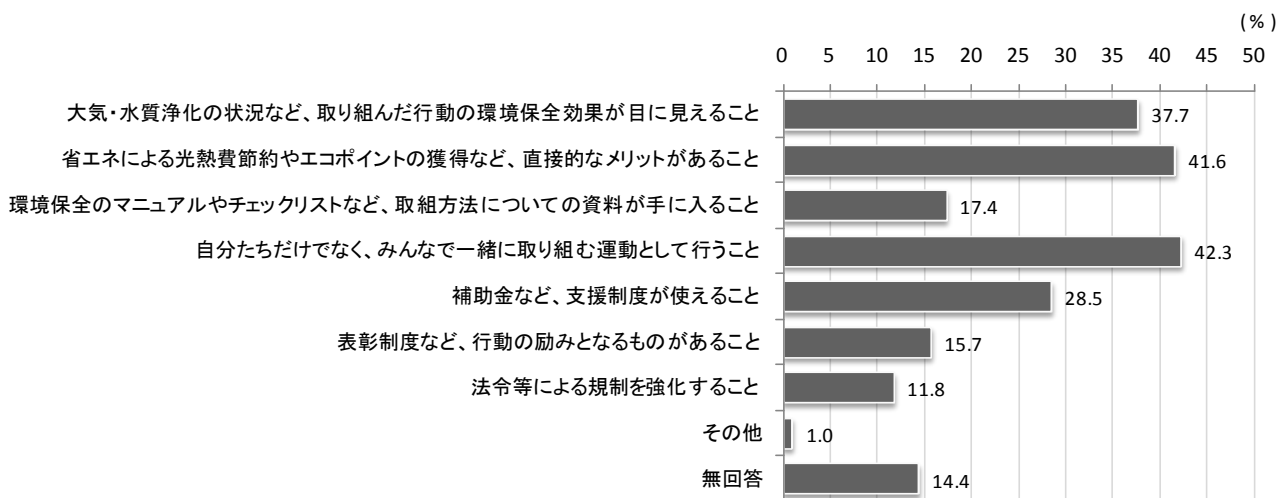
問1 伊勢市の環境の現況に対する満足度についてどのように感じておられますか。以下のそれぞれの項目について、あなたのお考えに近い番号を1～6の中から1つ選んで○印をつけてください。
【回答者数：305】



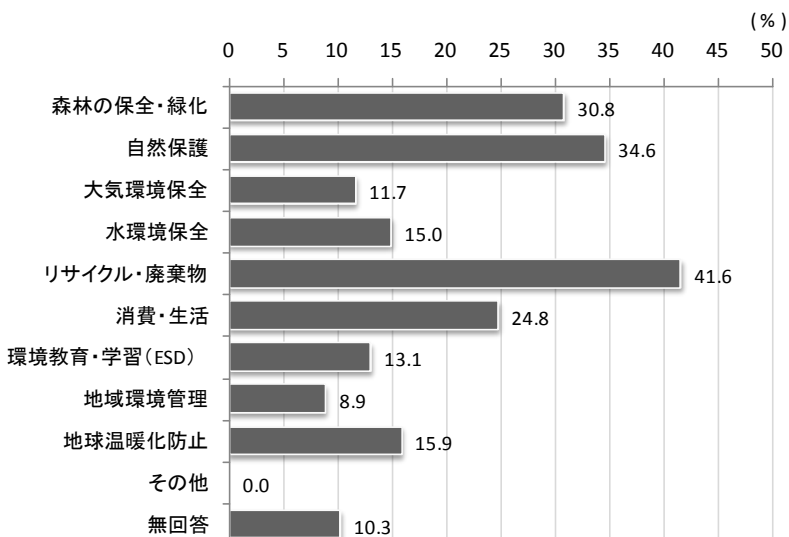
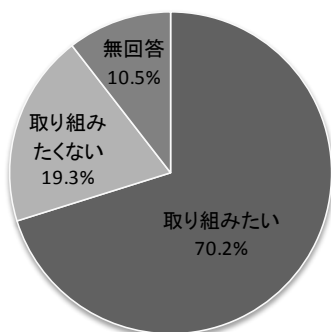
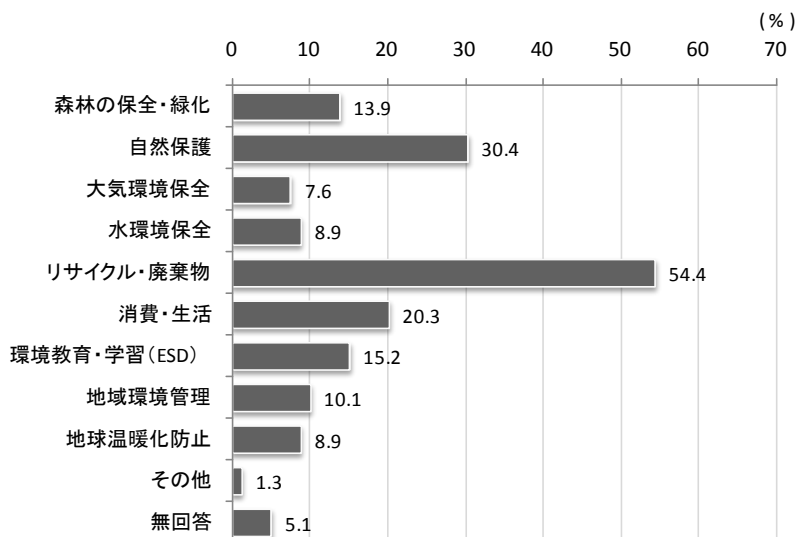
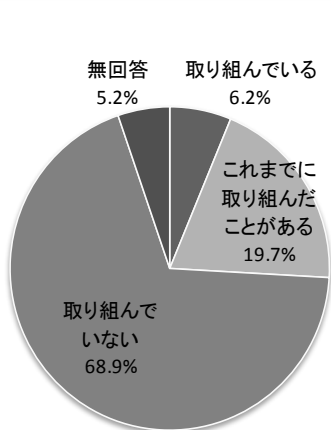
問2 あなたは、以下にあげるような環境保全の取り組みを実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～4の中から1つずつ選んで○印をつけてください。【回答者数：305】



問3 問2にあげた項目について、より積極的に取り組んでいただくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の1～8の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。
【回答者数：305】



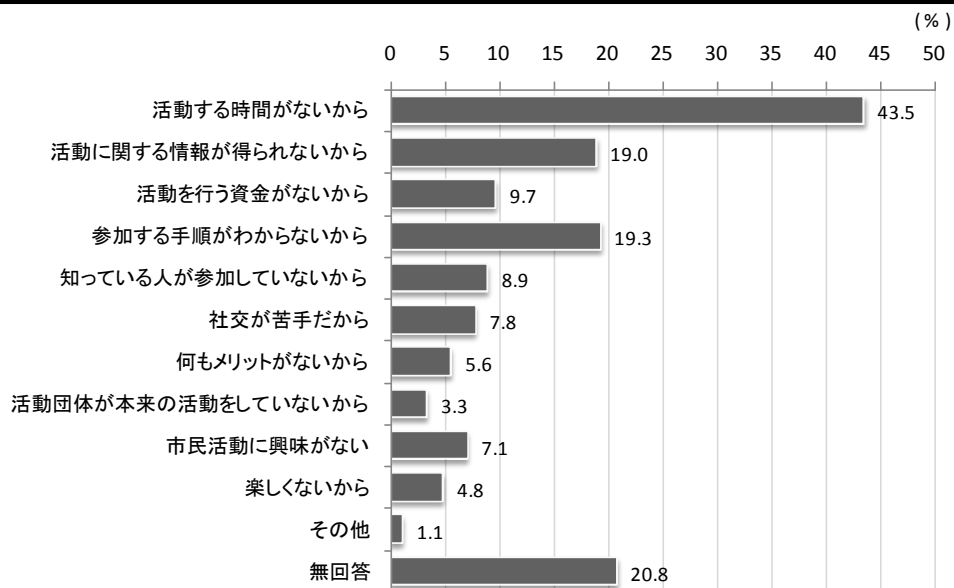
問4 あなたは、環境保全に関連した市民活動に取り組んでいますか。また、今後取り組みたいと思いますか。取組状況、今後の意向について、それぞれ1つ選んで○印をつけて下さい。また、取組状況の「1」「2」、今後の意向の「1」を選ばれた方は、下欄の活動内容について、あてはまるものすべてに○印をつけてください。 【回答者数：305】



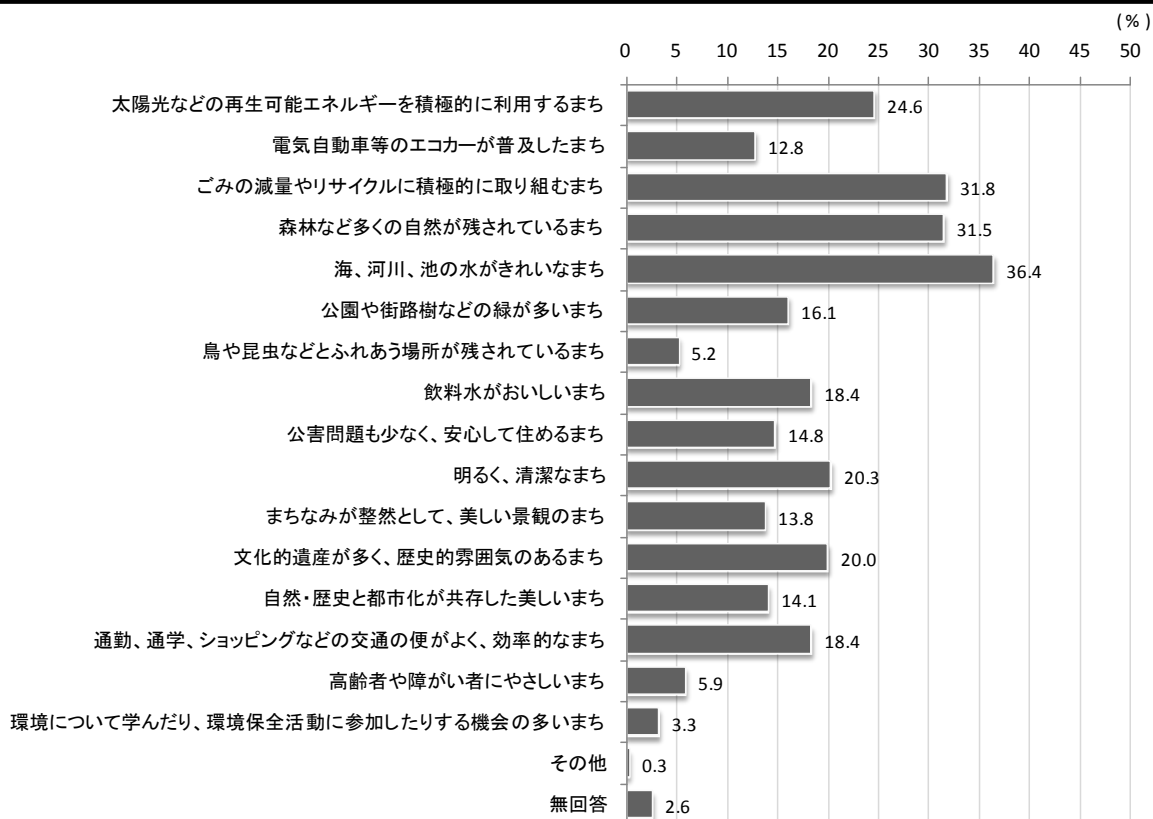
問5 問4の取組状況で「1. 取り組んでいる」を選ばれた方にお伺いします。
それはどのような活動ですか。差し支えない範囲で、活動内容等を丁寧に記入ください。
【回答者数：305】

—省略—

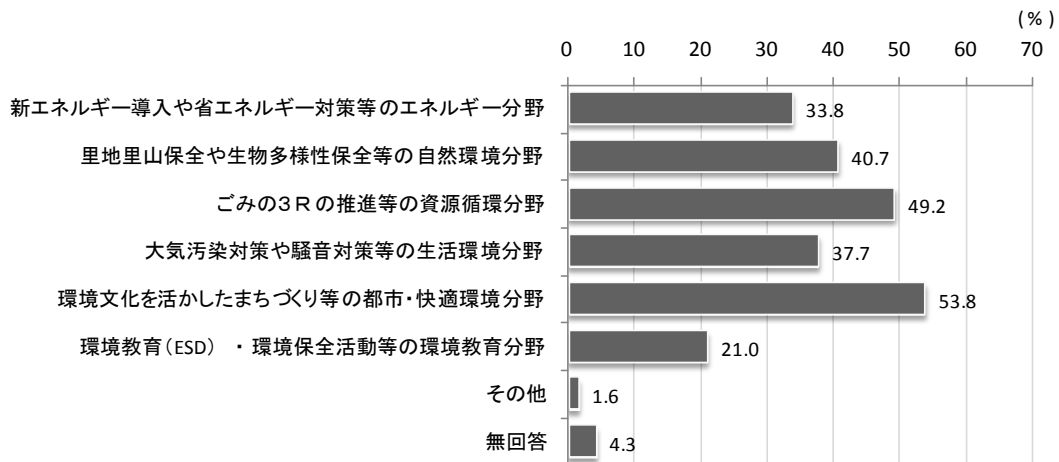
問6 問4の取組状況で「3. 取り組んでいない」及び今後の意向で「2. 取り組みたくない」を選ばれた方にお伺いします。
市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由は何ですか。次の1～11の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。 【回答者数：305】



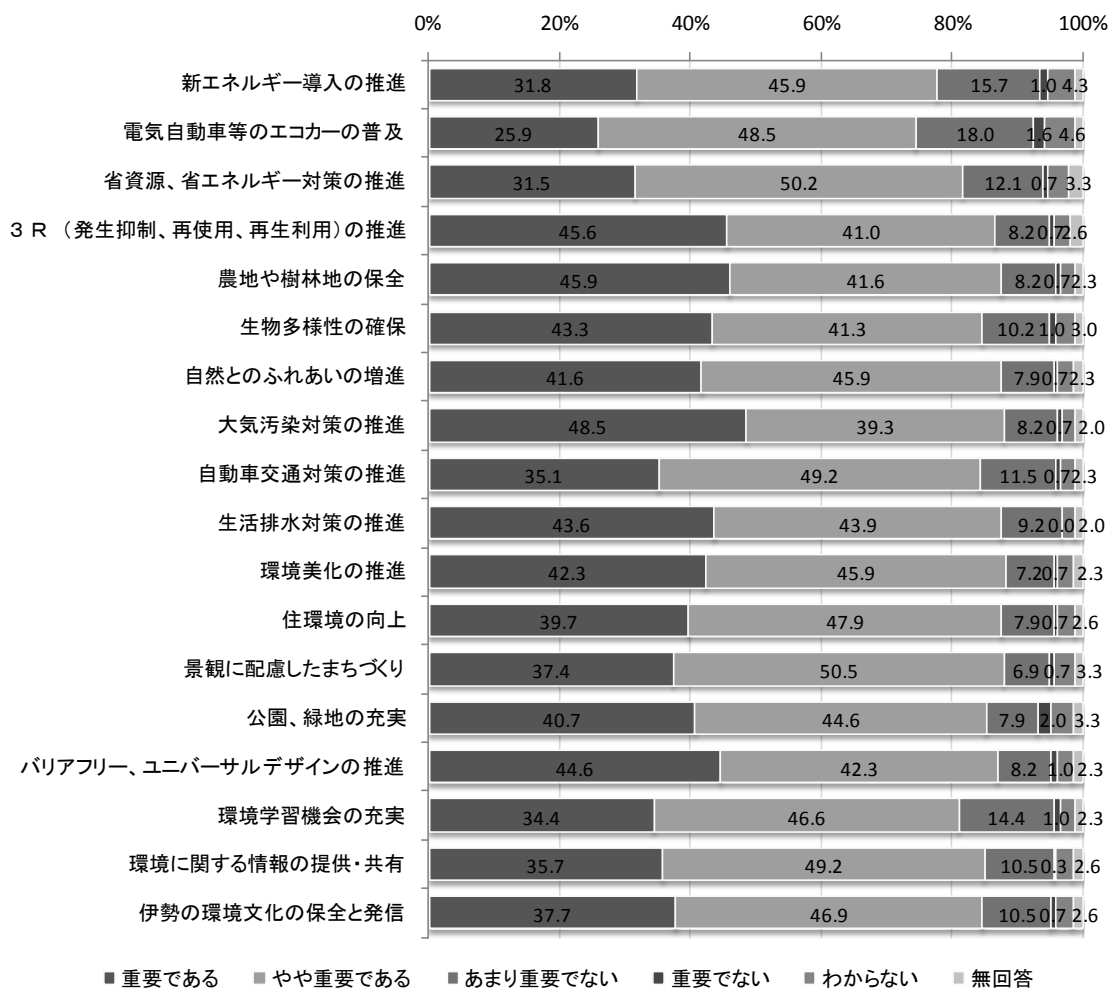
問7 あなたは、環境分野で、伊勢市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか。次の1～17の中から、あてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。 【回答者数：305】



問8 あなたは、今後、伊勢市ではどのような分野に重点を置いて取り組みを進めていくべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。【回答者数：305】



問9 あなたは、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取り組みについて、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれに項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。【回答者数：305】



パブリック・コメント結果

■パブリック・コメントの実施概要

- ① 募集方法 第2期伊勢市環境基本計画（案）を市ホームページに掲載し、また、下記場所での閲覧により、意見募集を行った。なお、意見募集にあたり、市広報おしらせ号にて案内を行った。
- 【閲覧場所】 環境課・総務課・一階市民ホール
各総合支所生活環境課
伊勢市立伊勢図書館、伊勢市立小俣図書館
生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター
いせ市民活動センター、観光文化会館
- ② 意見募集の期間 平成26年12月10日（水）～平成27年1月9日（金）
- ③ 意見募集の結果 意見数1名12件

■主な意見と市の見解

No.	提出者	意見	回答
1	A	重点事業1「太陽光発電設備設置の推進」について 目標指標の太陽光発電設置件数は伊勢市の太陽光発電設置補助金を利用しているのか、補助対象外の設備も含めたすべての設置件数を表示しているものなのか、どちらでしょうか。	目標値の数値は、市補助金の利用に関わらず、中部電力における太陽光発電の受給契約件数を採用しており、その旨を計画書へも記載させていただきます。
2	A	重点事業1「太陽光発電設備設置の推進」について 件数だけでなく併せて設置された設備の総発電量とそれが一般家庭の何軒分に相当するかを表示いただくと効果の判断がしやすいと思います。	総発電量（発電量実績）につきましては、自家消費及び売却される電力量を把握することができないため、記載することはできません。 また、設備容量については、メガソーラー等の大規模発電設備の導入状況により大きな影響を受けるものであり、世帯消費電力量換算については、世帯消費電力量の変化などの推計条件が変化していくものであることから、目標値としての設定は行わず、多くの方が太陽光発電に関心を持ち、取り組んでいただく状況を比較的反映すると思われる「件数」を指標として設定しているものです。 なお、経済産業省の公表データによると、伊勢市において設置されている太陽光発電設備の設備容量の合計は、平成26年9月時点（公表されている最新値）において、27,406.5kWとなっています。

No.	提出者	意見	回答
2	A	(続き)	<p>また、1 kW あたりの年間発電量を 1,000kWh、1 世帯あたりの年間消費電力量を 5,650kWh*として推計すると、約 4,850 世帯分の電力を発電していることとなります。</p> <p>これらの数値状況について、現況の説明として計画へも記載させていただきます。</p> <p>*1 kW あたりの年間発電量、及び、1 世帯あたりの年間消費電力量は、太陽光発電協会による試算値</p>
3	A	また、学校やその他の公共施設への設置状況（実績と計画）についても記載いただくと推進状況が分かりやすいと考えます。	<p>市立小学校8校、中学校3校のほか図書館やコミュニティセンター、こども園など計 21 の公共施設に約 380kW の太陽光発電システムを設置しており、また、公園の照明等への導入を行っています。</p> <p>今後については、施設の更新等にあわせて太陽光発電設備の設置を進めることとしています。</p> <p>このことについて、計画書へも記載させていただきます。</p>
4	A	<p>「再生可能エネルギーの導入促進」に関して（1）現在伊勢市では太陽光発電設備の推進に重きを置いていると判断します。平成 24 年 12 月制定の伊勢市地球温暖化防止実行計画書の中で、三重県地球温暖化対策実行計画の概要（5 エネルギーに関すること）には、太陽光発電の他に木質バイオマス（木材チップや木質ペレット）の利用を促進すると掲げられています。森林管理で発生する間伐材、造園業者が伐採した木材や市の焼却場に持ち込まれた一般家庭での剪定木屑（他に刈った草もある）などは木質バイオマス（木材チップや木質ペレット）燃料として利用できないものなのか、市の考え方をお尋ねします。（松阪市にできた木質バイオマス発電所のような大規模なものは論外として）</p>	<p>日本の国土は森林が大半を占めていることから、間伐材やチップの供給をうまく利用すれば、CO₂の削減効果も期待できます。</p> <p>しかし、木材を利用するために行う間伐及び搬出は事業者による林道の整備や森林所有者の理解を得るなど木材の販売価格以上の経費がかかることも多く、林業事業者からは厳しい声を聞いております。</p> <p>また、伊勢市におきましては森林面積の約半分が神宮林となり、新たな林道の整備も難しく、伐採から搬出そして集積、加工と一連した森林整備、施設整備が整っていないのが現状で安定供給が難しい状況です。</p> <p>なお、一般家庭での剪定木屑等については、生ごみ等も含め、処理等のエネルギーの有効利用を検討することとしています。</p>
5	A	「再生可能エネルギーの導入促進」に関してまた、みえ森と緑の県民税を利用した取り組みの推進として、木質バイオマス（木材チップや木質ペレット）の利用促進には検討できないのか、併せてお尋ねします。	<p>みえ森と緑の県民税を利用することについては、三重の県産材を利活用する部分が含まれていれば可能と考えます。</p>

No.	提出者	意見	回答
6	A	「再生可能エネルギーの導入促進」に関して施策内容の文中において、「ごみ処理等のエネルギーの有効利用を検討します」と記載されていますが、事業例にその内容が見当たりません。有効利用とはどのような内容をいうのでしょうか。	燃えるごみを焼却処理する際に生じる熱、または燃えるごみの内、生ごみを発酵させ得られたガスを利用して発電することを一例として考えています。
7	A	重点事業4「燃えるごみの減量」について燃えるごみの減量対策は、約45%を占める生ごみの減量が成否のカギを握っていると「ごみ処理基本計画」で言われていますが、現在の市民への要求（生ごみ処理機の利用、水切り）だけでは平成31年度の目標値を達成するのは不可能かと考えます。 つきましては5年前の話になりますが、平成22年1月20日の朝日新聞・三重版の記事（別紙参照）によると、国（中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課）と伊勢市は小俣町本町の650世帯をモデルにして、家庭から排出する生ごみとその他の燃えるごみを分別回収し、生ごみを有効活用するための実験を行っています。生ごみをどのように処理したのか、実験の結果はどうであったかは詳細不明ですが、この実験例のように生ごみだけを地区単位で回収し、その地区内で堆肥化処理する仕組みを構築すれば焼却処理する量は確実に減量できると考えます。（実施するには解決すべき課題はいろいろあるでしょうか）	目標達成に向けては、生ごみの減量化及び資源化とあわせて燃えるごみに多く混入している紙・布類やプラスチック製容器包装などの資源物の混入を防ぐことが重要と考えています。 ご指摘の実験の結果については、分別回収した生ごみには生ごみ以外のごみの混入がほぼ無く、同時に行ったアンケート調査においても回答者の6割から分別回収に協力できるとの結果を得ています。 しかしながら、地域において分別回収した生ごみを堆肥化することに関しては、作られる堆肥の肥料としての品質や利用者の確保など継続的な使用が難しいと考えており、家庭での戸別設置を図っているところです。
8	A	重点事業4「燃えるごみの減量」について尚、減量対策として「事業者においては、生ごみ処理機および再生事業者を利用した生ごみの堆肥化等・・・」と文中にあります。表示している燃えるごみの量（平成25年度42,828トン/年）は事業者から出るものも含まれている数値でしょうか。	事業者から出る燃えるごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。 計画に記載している燃えるごみの量には、各家庭から排出される燃えるごみと事業者から排出される一般廃棄物に該当する燃えるごみが含まれています。
9	A	廃棄物の再使用・再生利用の推進に関して小型家電リサイクル法が、平成25年4月1日から施行されましたが、資源拠点ステーションに行くとその対象品目が金属類の中に捨てられているのを見かけることがあります。小型家電リサイクル法の施行に伴う伊勢市の対応は如何なものでしょうか。	伊勢市としても希少金属類の回収のため、市による回収時に小型家電とその他のものを分けて回収し、リサイクルしています。

No.	提出者	意見	回答
10	A	重点事項6及び7の目標指標（効果の表示単位）について 重点事項6の目標指標は汚水処理人口となっていますが、公共下水道や浄化槽を使用しているのは一軒の家単位であることから、世帯数で表示されれば意味は分かりますが人口で表示する意味が理解できません。	汚水処理人口は環境省を通じて全国の自治体で調査されており、汚水処理人口を総人口で除した汚水処理人口普及率は他市との比較も容易にできることから、生活排水対策を考える上で最も有効な指標であるとして本計画の指標として採用いたしました。
11	A	重点事項6及び7の目標指標（効果の表示単位）について 重点事項7では、目標指標が多面的機能支払交付金で活動した組織数で効果の表示をされていますが、目的は遊休農地の解消と考えますので解消した農地面積で目標値を表示すべきではないでしょうか。	農村地域の共同活動の維持・強化が主たる目的であり、本来あるべき農村環境の維持や新しい農村風景の創出を目指しています。 また、遊休農地は各地域で増減があり解消面積の目標を立てにくいのが現状です。 このことから、多面的機能支払活動組織数を目標とさせていただきました。
12	A	本計画を実行していく上で、市民が属する町の自治会の協力も欠かせないと思いますがその表記がありません。その点は如何なものでしょうか。	本計画を実行していく上では、市民の協力が欠かせず、市民の取組形態として、市民個人、家族による取組の他、自治会やNPO、また、新しい自治組織であるまちづくり協議会による取組など、さまざまな形での取組を期待しています。 これらを含め、「市民」として位置づけているところですが、その旨を記載いたします。

用語解説

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水中で有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物が一定時間（5日間）、一定温度（20度）の下で、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ESD

Education for Sustainable Development の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

空き家

一般的に、空き家は目的別に、賃貸・売却用、別荘等の二次的用途、自家用に分けられる。賃貸・売却用は、新築、中古を問わず、賃貸・売却のために空き家になっている住宅である。二次的用途は、週末や休暇等に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で普段は人が住んでいない住宅（別荘）などである。自家用は、これら以外の方が住んでいない住宅で、例えば転勤・入院などのための居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などである。

エコドライブ

自動車運転の省エネルギー化を図るため、アイドリングストップの励行や、経済速度の遵守、急発進や急加速・急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などを行う運転技術のことであり、二酸化炭素及び大気汚染物質の排出削減につながる。

エコマーク製品

（財）日本環境協会から「製造・流通・消費・廃棄等の過程で同種の他製品に比べ環境への負荷が少なく、環境保全に役立つ」と認定された商品の総称のこと。該当商品には、環境ラベルの「エコマーク」がつけられており、消費者が環境に配慮された商品を選ぶことができる。

外来生物

人間の活動によって本来の生息地でないところに移動して生息を続ける生物。

景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のこと。都道府県・政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は知事との協議・同意により景観行政団体になることができる。景観行政団体として出来ることは、(1)景観計画の策定、(2)景観重要建造物、樹木の指定、(3)景観協定の認可などがある。

景観計画

景観行政団体が策定する、良好な景観の保全・形成を図るため、(1)景観計画区域、(2)景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3)良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、(4)景観重要建造物・樹木の指定方針などを定める計画。

景観形成基準

景観計画において、地域における良好な景観を保全し活かすために定めた基準のこと。「伊勢市景観計画」（平成21年5月）では、「景観形成基準（一般地区及び沿道景観形成地区）」及び「重点地区景観形成基準」が定められている。

景観植物

農耕が放棄された休耕農地や田畑に、空間の有効活用と観光への活用などを目的に植える、見て楽しむことのできる植物のこと。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素類（HC）が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。

次世代自動車

国の「低炭素社会づくり行動計画」（平成 20 年 7 月）において示されている、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等のこと。

生物多様性

生態的な過程と進化の過程の結果としてできあがった、(1)生態系の多様性、(2)種の多様性、(3)遺伝子の多様性（種内のそれぞれの個体の遺伝情報の多様性）が相互に関わりあった状態のこと。

多面的機能支払交付金

農業・農地の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。

パークアンドバスライド

本市におけるパークアンドバスライドは、年末年始等外宮・内宮・二見へ訪れるお客様が多い時期に、伊勢神宮周辺及び二見浦周辺の道路・駐車場の交通渋滞を緩和するため、伊勢神宮及び二見浦周辺へ向かう車を県営サンアリーナ臨時駐車場に誘導し、お客様をシャトルバスで外宮・内宮・二見へ送迎する取組。

バリアフリー

社会生活弱者が社会生活を送る上で、生活の支障となる物理的又は精神的な障壁を取り除くための施策や、障壁が取り除かれた状態のこと。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍・老若男女・障がい・能力などを問わず、あらゆる人が公平に使用できる施設・製品などの設計（デザイン）のこと。

レッドリスト

絶滅するおそれのある野生生物の種の一覧のこと。生物学的観点から絶滅の危険度を評価し、すでに絶滅したと考えられる種や絶滅の危機にある種を「絶滅」、「野生絶滅」、「絶滅危惧」、「準絶滅危惧」などのカテゴリーに分類して記載している。

第2期伊勢市環境基本計画

発行：平成27年3月

編集：伊勢市

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1-7-29

電話 0596-21-5540

FAX 0596-21-5522

